

## 第27回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成26年6月4日（水曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府自治会館

第3 出席者

**【公募、有識者メンバー】**

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、石川百合子、大原義盛、久保明彦、小林明音、小牧直人、坂口圭豊、杉江貞昭、高田敏司、竹門康弘、田中真澄、土居好江、中村桂子、長山剛久、新川達郎、真下仁志、元橋篤信（座長・副座長以外五十音順）

**【行政メンバー】**

京都市 永田盛士（建設局建設企画部建設企画課課長補佐）

京都府 川嶋淳一（京都土木事務所長）

**【事務局（京都府）】**

板屋英治（建設交通部理事）、北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）、星野欽也（建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）ほか

**【一般傍聴 1名】**

**【報道機関 3社】**

第4 内容

### 1 開会

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので、第27回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は、皆様お忙しいところ、またお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部理事の板屋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は飯塚隆藤様、前田知美様、富田美香様、土屋義信様は欠席でございます。

また、小林明音様、坂口圭豊様、西野由紀様は所用で遅れてこられると伺っております。

続きまして、本日出席の行政メンバーをご紹介します。

京都市建設局建設企画部建設企画課課長補佐の永田盛士様でございます。

○永田（京都市建設局建設企画部建設企画課課長補佐）

河川整備課長の石塚の代理でまいりました永田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

京都府京都土木事務所長の川嶋淳一でございます。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

川嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

なお、本日、東川建設交通部長は所用により欠席でございます。

そのほか、京都府関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと存じます。本日は資料といたしまして、「次第」、「出席者名簿」、裏面が配席図になっているものがございますけれども、それと資料1から資料5までご用意しております。

なお、資料の中にナンバー幾つと右肩に番号を表示してお配りしている資料がございますけれども、この資料につきましては、著作権の関係上非公開とさせていただきたいと思っております。会議終了後、回収させていただきますので、この資料は机の上に残しておいていただければと思います。

資料の過不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前に、鴨川の歴史的景観をテーマに、立命館大学名誉教授の川嶋様からご講演をお願いしたいと存じます。

それでは、川嶋先生、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 基調講演（川嶋将生 立命館大学名誉教授）

### テーマ「鴨川の歴史的景観」

○川嶋

川嶋と申します。よろしくお願いいたします。座って、失礼いたします。

このパワーポイントのペーパーがお配りされているようでございますけれども、どちら

を見ていただいても結構なんです、同じものです。スクリーンのほうは、私の下手な話をごまかそうと思って、アニメーションを使ってお話をするという程度でございますので、どちらをごらんいただいても結構かと思えます。

私は日本史を勉強している者でございますので、歴史的な立場から、今日はちょっと鴨川のお話をさせていただきたいというふうに思っております。それで、今日「鴨川の歴史的景観」というふうに書いたんですけれども、ただ、平安時代の河川敷であるとか、あるいは堤防の復元的研究というのは、この委員会の座長の金田先生の研究がございまして、その辺は避けてお話を申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。大体与えられました時間が40分から45分ということでございまして、本当に駆け足のお話になるかと思えますが、ざっと見ていきたいというふうに思います。

これは、言うまでもなく平安京の東側のほうであります。鴨川を含んでいる図でございます。ちょっとごらんになりにくいかもしれませんが。これ見ていきますと、法成寺というお寺が、今の鴨沂高校を中心にして昔建っております、これは例の藤原道長によって建立された非常に大きな規模のお寺でございます。二条大路と、それから鴨川のちょっと西のほうに法興院というお寺があり、ご承知のとおり、今の岡崎に法勝寺というお寺があり、それから五条大路の鴨川に法城寺というお寺があり、かつ今の東福寺近辺に法性寺というお寺があったと。大体、平安時代の半ばごろから後半にかけて建てられた寺々であります。

お分かりのように、こういった寺々というのは「法律の法」を書いていると。かつて、京都大学で教鞭を執られていた先生が、なぜ鴨川近辺に「法律の法」という文字を冠したお寺を建てたんだろうと。これは、当然のことながら鴨川の洪水を防ぐということ願って、こういうような名前をつけたんじゃないかというふうにおっしゃっておられたことがございます。私は、本当かいなというふうに思っていたわけですが、これはずっと時代が下りまして、16世紀、「洛中洛外図帖」という絵でございます。これはそこにも書いておきましたように、五条河原の中にできました中島の中に建てられたお寺なんですね。これが、先ほど申しました法城寺というお寺であります。ですから、かつての鴨川の中にはこういった島が存在をしたと。絵画とか文字資料なんかで確認できる範囲で申しますと、鴨川の中に中州ではなくて島があったというのは、この五条の中島だけしか確認できておりませんけれども、こういったものがあると。かなり大きなお寺でありますから、島もかなり大きかったんだろうというふうに思います。ごらんいただいたら分かりますように、

水泳をしている人とか、それから魚を捕っている人とか、そういった方々が見えるわけですね。この部分を拡大してみますと、こういうような形になります。酌を持ったお坊さんが何かを受け取っているということなんでありますが、言うまでもなく、これは銭を受け取っているわけですね。ですから、この橋を通るときには銭を払って通っていたということになるかと思えます。それからもう一つ、ここに何か、言われてみればそうかなという感じなんですけど、米俵のようなものが見えて、ちょっと足元が見えるんでありますが、このことについてはちょっと後で申し上げます。いずれにいたしましても、かつての五条橋というのは中島を挟んで2つの橋から成り立っていたということが確認できるわけですね。

これが、「清水寺参詣曼荼羅」という、ここに義経さんと弁慶さんがいるという図なんです。これが先ほど申しましたお寺で、ここに先ほどは足元しか見えてなかった大黒さんが祀られているということでもあります。この法城寺については若干文献が残っておりまして、左のほうにその文章を書いておきましたけれども、とりわけ赤字で示しました部分だけをごらんいただきたいと思うんですが、川の氾濫をなくすように祈ってこのお寺を建てて、「言水去成土之義也」というふうに書いてあるんですね。ということは、さんずい偏の「法律の法」というのは、水を去るという願い。それから「お城の城」というのは土偏に成でございますので、「水去りて土と成るの義なり」という意味合いを込めて、この法城寺というお寺が建てられたと。それを建てたのが安倍晴明だという伝承なんですけど、これはちょっと確認することはできません。ともかく、この「清水寺参詣曼荼羅」という絵画にも、五条橋がこういうふうに2つの橋でもって成り立っていたということが確認できるということなんです。

ちょっとくどいようですが、これ国宝の上杉本「洛中洛外図屏風」というやつなんですけど、そこにもやっぱり出ておりまして、ここに「大くくだう」というふうに書かれているんですね。ですから、法城寺の大黒さんがお祀りされていた場所というのは、大黒堂という名前であったということがお分かりいただけるのではないかとこのように思います。なぜこれを出したのかといいますと、鴨川というのは、私が言うまでもないわけですが、非常にこういった土砂の堆積というものが盛んであって、五条界限になると、こういった島を形成していたということを確認していただきたいということで挙げさせていただきました。申し上げるまでもないわけですが、この五条橋というのは現在の松原橋に相当するわけでありまして。

もう一つ、土砂の堆積ということでごらんいただきたいのが、これはちょっと時代がさかのぼりまして、13世紀に作られました、時宗の開祖と言われております「一遍上人絵伝」の中に出てくる四条橋と河原部分であります。皆さんから向かって右側が東側であって、左側が西に当たるということですね。ちょっとここに珍しい、祇園社の鳥居が建っております。もちろん今はございません。祇園社の鳥居がここに建っていたと。大体このあたりはどのあたりかと申しますと、今で言いますと大体寺町通りあたりに相当するかと思えます。したがって、四条あたりになりますと、寺町あたりまで河川敷が広がっていたということが、こういった絵からも確認することができる。ここに中州に島が存在をしているというようなことございまして。したがって、こういったものが鴨川の中には点々と存在していたということが、絵画によっても確認できるということですね。こういったものというのは、実はなかなか文字資料の中には出てこないものでありますので、絵画というのは、そういう意味においては非常にありがたいものなのでありますが、中州というのがあって、そこで人々は島を作っていたというようなことであります。

ちなみにでありますけども、この祇園社の鳥居というのは祇園大鳥居とか一の鳥居というふうな呼ばれ方をしているんですが、天文13年、1544年7月の洪水によって流出をいたしまして、以後再建されていないということですね。ここに祇園社の鳥居が建っているということはどういう意味なのかというと、この鳥居から東側は祇園社境内ですよという、そういうしるしになるわけですので、今のように東側のほうに神社、社寺があるというだけじゃなくて、かなり西のほうまで社寺が延びていたということでもあります。この四条橋も、天正9年、1581年の洪水によって流出して、以後、幕末まで再建はされていないというようなことございまして、こういったものによって、鴨川の中州であるとかそういったものが確認できるだろうと。

じゃ、そういった土砂が堆積をするということに対して、今でいう政府がどのような手立てを講じていたのだろうかということなんであります。この辺になりますと、もう金田先生の専門になりますからやめておきますけども、1つだけ申し上げますと、防鴨河使という役職があって、それが9世紀の初めに設置されて、鴨川の堤防を管理する役目を持っていたということなんでありますが、ほとんど機能していなかったようですね。ただ、たまに巡検をするということだけであって、具体的に河川敷に対して何らかの防護策を加えるとか、そういったことがほとんどできなかったというようなことのようにあります。

古い時代の鴨川において重要なことというのは、次に書いておきましたように、西暦810

年代になりましてから、嵯峨天皇以降、鴨川で禊払いというものが、いわゆる清めることですね、が急激に増加をしていきます。それ以前は、西のほうの葛野川でそういったものが行われていたものが、今も申しましたように810年代になってから鴨川で禊払いを行うと。斎宮も同様にして、鴨川で禊払いを行うということですね。その場所というのは、主には一条大路から二条大路にかけての鴨川流域ということになります。ということは、このあたりになってくると、鴨川が祓えの機能というものを持つようになってきたということなのでありますが、それがために清めるわけでありますので、常に鴨川というものをきれいに保たなければいけないと。ご承知のとおり、鴨川というのは、昔は亡くなった人を河川敷に放置するとか、そういった形で、ある意味では死体が随分たくさんあると。そういったものをできるだけ片付けるようにしなさいと、清浄に保つようにしなさいというような政策が、朝廷から次から次へと打ち出されてくるというのが大体9世紀になってからのこととあります。これは単に天皇の禊祓が行われるようになったからかというだけではなくて、もう一つの理由として、賀茂社の神格が、そこにも書いておきましたように「正一位」という、言ってみれば一番上のランクに上がるということと非常に関係をしたと。神社というのは穢れというものを非常に嫌いますので、神社に穢れが及ばないようにということで、先ほど申しましたように死体を片付けるとか、どくろを片付けるとか、そういったような政策が矢継ぎ早に出されてくるということなんでありますが、ただ、それも大体、鴨川流域全体にということではなくて、大体、出町から二条ぐらいにかけての場所というふうに、ある程度場所を限定した形で、そういった政策が打ち出されてくることとあります。これは、言ってみれば鴨川という川が新たに、何と言ったらいいんでしょうかね、鴨川に対して新たに付け加わった機能であるというふうに考えております。

平安時代から鎌倉時代にかけての鴨川関係を見ていきましたが、今申しました禊の祓いとかいうのは出てくるんですけども、そこで人々が遊ぶとか、あるいは涼を取るとか、そういった史料というのはほとんど出てこないんですね。だから、恐らくは実態としては遊んでたんだろーと思えますけれども、残念ながら文字史料の中には出てこない。この辺が、我々日本史を勉強している者の大変つらいところであって、資料として残されていないものに対して、「いや、あったんだ」というようなことはなかなか言えないというのは、これは大変苦しいところなんでありますが、実際問題として、そういうものが出てこないということなのであります。

それじゃ、鴨川というものが、広場としての機能というものを具体的にはどのあたりか

ら持ち始めたのか。それが、史料によってどの辺から確認できるんだろうかというのが、今そこに挙げている事柄であります。鴨河原で芸能の勸進興行が行われるようになったということについては、皆さんよく御存じのことですけれども、その一番最初に出てまいりますのが、貞和5年、1349年という年です。これは四条河原で、四条橋をかけるためのお金を捻出するために勸進田楽というものが行われたと。勸進というのは、言うまでもないことですが、人々から喜捨を得ることでありまして、お金を集めるための芸能興行を行うと。たくさん人を集めなければいけませんので、その当時の人々に一番もてはやされている芸能が勸進興行として打たれるわけですね。ということは、この貞和段階というのは、1349年ごろというのは、田楽がやっぱり当時の人々に最も人気のある芸能であって、そういったもので四条橋を造るための勸進田楽というものが行われるということになります。

余計なことですが、このときは物すごい事故が起こって、100人ぐらい人が死んじゃうんですね。栈敷が崩れてしまって、100人ぐらい死んでしまうという大惨事が起こるわけですが、そのことを初見といたしまして、以後、猿楽、つまり今の能狂言を中心として、1466年ごろまで、鴨河原における芸能の勸進興行というものが確認できる。鴨河原だけではなくて、芸能の勸進興行というのは、現在のところ、文献によっては100例ぐらいは確認できているんです。そのうち、鴨河原で行われている事例というのは、大体3分の1、30例ちょっとということになります。その行われた場所を見ていきますと、大炊御門河原であるとか、河原院であるとか、糺河原であるとか、三条河原であるとか、土御門河原とか、一条河原というようなどころで行われているわけですね。当時の文献を見ていきましたが、残念ながら、この勸進興行によって何名ぐらいの人を収容したのかというのは出てこないんですが、能楽研究者の方の研究によりますと、大体1日3000人から7000人の観客を動員したんだろうというふうに言われております。現在の能楽堂というのは、大体500人程度ということになりますから、かなり大規模な芸能興行というものが鴨河原で行われていたということが、こういったことから確認できると。

ところが、それが、例の1467年に勃発いたします応仁・文明の乱以降、鴨河原での芸能の勸進興行というものが全く確認できなくなるんですね。史料の上からはぱたっと消えていってしまう。これまた我々の大変苦しいところで、史料に載ってなかったからやってなかったのかとか、あるいは本当になかったのか、その辺、何とも言えないんですが、全く出てこないんですね。いずれにいたしましても、そういった機能を大体14世紀の半ば

ごろから鴨河原は持ち始めたということが、こういったことが出てまいります。

その1467年の応仁・文明の乱以降、全く広場としての性格を失ってしまった鴨河原がいつ復活するのかということになってまいりますと、これは例の豊臣秀吉によって、1589年に方広寺大仏殿というものが建立されます。今の京都国立博物館の北隣に建立されます。その資材運搬のために、鴨川の浚渫工事が行われたという伝承がございます。例の角倉によって行われたという伝承がございますが、これまた残念ながら、あくまでも伝承の域を出ないということなんでありますが。その年に、現在の五条に五条橋をかけるということで、ここで今の松原から現在の五条橋へと、五条橋というものが移動するという、そういうことになります。なぜそうなったのかというと、方広寺大仏殿に参詣する人たちを誘うための橋ということですね。だから、あれは大仏橋というような言われ方も一方ではしているようであります。

そうなってまいりますと、やっぱり非常な人で賑わいを見せたようでありまして、そこに、そういう参詣人を目当てとした芝居小屋なんか造られるということでありまして、次に挙げておきましたのは、『東海道名所記』という1661年ごろに刊行されましたものがありますが、「むかしむかし京に歌舞伎のはじまりしは、出雲神子に、おくにといへるもの、五条のひがしの橋づめにて、やゝ子をどりといふ事をいたせり」と。「其後、北野の社の東に、舞台をこしらへ、念仏をどりに、哥をまじへ」云々かんぬんというふうに出てきて、出雲のお国さんというのは、最初に五条橋の東の橋づめで歌舞伎踊りを始めるんですね。ちょっと後でも申しますが、残念ながら、出雲のお国さんは四条河原で歌舞伎踊りをやったという史料が出てこないんですね。五条河原か北野社しか出てこない。これについてはちょっと私も意見があつて、後でちょっと申し上げますが、いずれにいたしましても、そういうような形で五条橋というのが新たに造られて非常な賑わいを見せるということになってまいりますと、こういった五条橋が造られると。アーチ型の五条橋というものが造られるようになってくると。見事なものです。舟木本「洛中洛外図屏風」という有名な「洛中洛外図屏風」ですので、皆さん御存じだと思いますが、こういったものであります。

しかしながら、後世のことから考えていきますと、四条河原のほうがむしろ京都市民の広場的役割を果たしていたんじゃないかということなんでありまして。したがって、市民の広場的役割というのは、ある段階で五条河原から四条河原へと移動していったんだろうということなんであります。それが次のテーマになりまして、そのときに、2つ目な



んですけども、伏見城を造った際に、豊臣秀吉が五条河原の芝居小屋の移転を命じたというふうに、これまた伝承です、真偽は不明でございますけれども、そういう伝承があります。朝廷の人たちを招いたり、あるいは自分が朝廷のほうへ行ったりするのに、そういったものが目障りだということで移転を命じたというような話があるんですが、これはどうかよく分からないと。ただ、確実に申し上げられることは、四条河原での歌舞妓興行の初見というのは慶長13年、1608年5月のことであります。そのときに、あるお公家さんの日記なんでありますが、四条に行って女歌舞妓を見物したと。数万人群衆してたという、数万人という数字は、これは実数であるかどうかというのはともかくといたしまして、かなりの多くの人々が、広い河川敷に集まっていたということなんだろうというふうに思います。

一番上に、五条河原の芸能と四条河原の芸能の併存期というのはあったんじゃないかというのが、1つのことなんでありますが、これは妙法寺本「洛中洛外図屏風」という。洛中洛外図屏風」というのは世界各国、日本をもちろん含めてですけど、100点ちょっとあるんですね、もちろん、その全てを見たわけではありませんけれども、17世紀ごろの妙法寺本「洛中洛外図屏風」には、こういった形で五条橋があって、北のほうに四条橋がかかっているんですが、この四条橋の描き方というのは間違っていると思うんですね。これは恒久的な橋の形で描かれておりますけれども、この段階の四条橋というのは、こういう恒久的な橋ではございませんので、これは画家が間違っただけということなんでありますが。ともかくとして、この段階では五条河原に芝居小屋があって、ここでやっているのは蜘蛛舞という芸能、言ってみれば曲芸なんですけれども、ロープを伝って踊るといって、そういう芸能なんでありますが、五条河原でしか見られないということなんです。

幾つか見ていくんですが、これ、五条河原で、ここに描かれている四条河原の橋というのは、これは正しい描かれ方ですね。これ見ていきますと、五条河原にも芝居小屋があり、この部分です、五条河原に芝居小屋があり、四条河原にも芝居小屋があると。つまり、五条から四条にかけては、こういった中州というんでしょうか、専門的な用語は私、存じ上げませんので、皆さんがよく御存じなんでありますが、こういうふうに堆積したものが恐らくつながっていたんだらうということなんであります。

これなんかも特にそうですね、同じような形で出てくるわけではありますが、ずっとつながっていくということでもありますので、先ほどの出雲のお国さんが五条橋の東詰めでやって、四条河原ではやらなかったですよという話なんでありますが、こうなってくると、五

条と四条どっちでもいいかなというようなのが正直なところなのであります。ほとんどもうつながっていて、境目なんて分からないんじゃないかなというふうに思いますね。記録した人の主観によって、その辺の描き方というのは大分違ってくるんだろうというふうに思うわけでありまして。

いずれにいたしましても、こういった形で鴨河原というのは豊臣秀吉以降、つまり16世紀の後半以降再び広場としての機能を復活していくということであって、さらに申し上げれば、17世紀の初めになって、その広場的役割というものが四条河原のほうに限定されていくという、そういった過程をたどるのではないかなというふうに思っているわけでありまして。

急ぎます。

さらに申しますと、これは河床じゃなくて、床の話であります。河床ですと河になるんですかね。これは床の話であります。あの床というのは、一体いつから出始めるのかなということで、これまでの大体の方々というのは、後で申し上げます寛文の新堤ができ上がって以降、鴨川の床というものが出てくるんじゃないかなというふうなことが、何となく言われていたわけでありまして、よくよく見ていきますと、言ってもそんなに100年200年の差があるというわけではないわけでありまして、寛文の新堤が築かれる以前の寛文2年、1662年に刊行されました『案内者』という本の中に、「その夜より四てうかへらには、三でうをかざりに、茶屋の床あり、京都のしよにん」、人々ですね、「毎夜すずみにいづる」と。「飴うり・あぶりとうふ」とかいろんなものが出ていて、「人の群衆うたひどよめく事、野陣の夜るに相似たり」というような形で、大変な賑やかな様子が描かれているわけですね。その下に、「いつの年にやありけん、河中に床をうつし、友どちと云捨、波枕、ならべて涼し、床の上」というふうに出てくるわけで、いつの年かは分からないけれども、寛文2年以前から、既にこの床というものが出現をしていたということ、この『案内者』という本は語っているわけでありまして。ですから、従来、言われていた寛文新堤が築かれてからというよりも、どうでしょう、ひょっとすると50年ぐらい早くそういった床というものの出現があったのかもしれない。

今のように、時期ではなくて、その『日次紀事』という書物を見てまいりますと、6月7日の項には、開催期間を6月7日から18日に限定して、設置場所は三条から四条までというふうに限定されて、この川の床というものが設置されるようになったと。つまり、祇園祭に連動して床というものが造られるようになったということなのであります。ですか

ら、従来言われているよりは、もうちょっと早くからあったんだろうというふうに考えておりますし、それがこの段階においては年中行事化しているというようなことであります。

これはかなり早い段階の鴨川の床を描いたものであります。17世紀後半の鴨川の納涼風景であります。これは本に掲載されているものなのであります。『扁額規範』という本に掲載されているものなのであります。この『扁額規範』という本そのものは1819年に刊行されたものなのであります。実はこれは京都の寺社に奉納されている絵馬とか、そういった扁額をそのまま写して、そして出版したものであります。この図は延宝4年、1676年に祇園社に奉納された扁額をそのまま写して、ここに掲載されているというものであります。こういった風景ですね。ここに芝居の櫓が建っておりますので、こちら側が東側、祇園社側であってということがお分かりいただけるかなというふうに思います。文字どおり、床を中州のほうに持ってきて人々が涼を取っていると、そういうような姿であります。急ぎます。

そういったもの、鴨川の保全についての問題なんではあります。先ほども申しましたけれども、朝廷とかそういった人たちというのは、あんまり有効な手立てを打てていない。鎌倉幕府もそうでありまして、室町幕府も、鴨川の保全についてはほとんどと言っていいほど手をこまねいて見ているだけ、せいぜい「法律の法」という文字を配したお寺を建てて祈願するぐらいしかできていないわけではあります。本格的な鴨川の保全に取りかかりますのが、江戸幕府による寛文の新堤というふうには呼ばれるものであります。

この寛文の新堤につきましては、私の同僚の歴史地理を専門にしております吉越さんという方が非常に詳しく研究しておられまして、寛文の新堤に関しての論文も何点かお書きになっているわけではありますので、その論文を参照して、以下まとめますと、こういうこととなります。寛文9年11月から築造が開始されて、翌年には竣工しているということですね。その指揮を執ったのが、老中であつた板倉内膳正重矩であつて、したがって、寛文新堤は板倉堤とも呼ばれるというようなことであります。その新堤が築かれたのが、上賀茂から大体五条まで。幕府だけがやるのではなくて、民間もその堤を築くための作業に従事しているということであつて、そういう意味では官民一体となつてこういったものが行われたと。幕府によつて行われたのが、公儀の石垣という、公儀石垣と呼ばれるもので、総延長が1003間、町の京都市民によつて築かれた石垣が2210間という総延長でございます。私は数字が苦手でございますので、皆さん、よしなにメートル法に換算をしていただきたいというふうに思いますが、公儀の石垣よりも京都市民が築いた石垣のほうが倍以

上長いということでもあります。そういったものが築かれていくわけではありますが、先ほど申しました吉越さんの研究によりますと、それは新たに堤防を築くというよりも、川岸が流出しないようにした石積みの護岸工事なんだということです。新たに堤防を築くというんじゃなく、後でちょっと絵を見ていただきますけれども、石を張りつけるとか蛇籠をこうやってやるとかというような形で、あくまでも護岸工事なんだろうということなんです。しかしながら、この寛文の新堤によって、先ほど「一遍聖絵」に見ていただいたような河川敷がわっと西のほうに広がっていくような、そういったものが改修されて、川幅が狭められていくということなんです。

1710年代に作られました『京都御役所向大概覚書』という、京都町奉行が作った史料がございまして、それによりますと、川幅が鞍馬口では93間半、以下そういうふうになっているわけでもあります。ですから、恐らくはこういった川幅というのは、寛文新堤によって固定化されていくということなんです。

これがそうですね。『都名所図会』、1780年に出版された三条大橋付近の石積みの状況で、緩い傾斜の石積みだったということでもあります。その岸の上がすぐに市街地に連動しているというところが、こういったところからよく見てとれるだろうと。

これは三本木付近、丸太町のちょっと東側の護岸の状況で、これが蛇籠を杭で固定している、そういった状況がうかがわれて、こういったものから、恐らくは新たに堤を築いたというよりは、鴨川の従来あった堤防に石積みの護岸工事を施していったというのが、寛文新堤の実態に近いものではないかというようなことなのであります。

もう一つは、最初から出て問題となってきました土砂が堆積をするということに対しての問題に対して、どういったことがあったのかということなのでありますが、資料的にそれがたくさん出てくるわけではございませんが、ほとんど幕末でございまして、安政3年の1856年5月半ばから7月の初めにかけて、鴨川の浚渫工事というものが行われます。これは全く京都市民が自主的に繰り出して、土砂を運び上げて、祇園の北林とか安井の金比羅さんあたりに運ぶというようなことでもあります。

先にこっちの絵を見ていただいたほうがいいと思うんですが、これは瓦版みたいなものであります。『明治以前 日本土木史』という書物の112ページに掲載されているものです。名前が、安政3年の「賀茂川浚土砂運送略図」というふうに漢字ではなっているんですが、下のほうのタイトルをごらんいただいたらわかりますように、平仮名では「かもかわさらへすなもちのず」というふうに読ませているんですね。「運送」を「すなもち」というふ

うに読ませております。そこの文章には、「日の本最上の名泉といへる都の加茂川は」云々かんぬんとあって、河床が高くなって、ちょっと雨が降ると三条、五条の大橋さえ中絶えて、往来することがなかなか難しいというような状況の中で、この安政3年という年に京都市民が出て、数千人の人々が出て、中州の土砂浚えをやると。

これは、「すなもち」というふうに呼ばれるわけではありますが、砂持というのは、寺社の築造工事のために砂を寄進することを言うのでありますが、後にこれは神事として儀礼化したり、祝祭化していきます。ただ、このときに、安政3年のときには土砂浚えをやったというだけではなくて、寛文新堤の上にさらにそれを積み上げていったという事例もあるようです。これが大体、寛文新堤の上にさらに3尺ほどのかさ上げを、この安政3年の土砂浚えでやったというようなことのようにあります。これなんかは、全く市民の自主的な活動によって行われているわけですね。したがって、先の寛文新堤も、幕府がやった以上、倍以上の石積みを京都市民がやると。土砂浚えも、市民が自主的にこういった形でやるということですから、言ってみれば、当時の幕府とか朝廷なんかのやることは当てにならずに、市民が自主的にやるというのがどうも鴨川の保全というものの、実態と言うと言い過ぎになりますけれども、そういったものであったんだろうなというふうに思っております。

もう、これを見てますと、人がいっぱいいるわけですね。のぼりを立てて、お店なんかも出たりしております。私、申しわけないんですけども、見てないんですが、上御霊さんにこれの絵馬があるんだそうですね。ぜひ見てみたいとは思っているんですけども。これは瓦版です。上御霊さんには絵馬があるということでございますので、もし、私も含めてですけども、機会がございましたらぜひごらんいただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、市民がこういう形でもって鴨川の土砂を浚っているというようなことであります。

もう時間がないので、というか、ひょっとしたら5分ほど過ぎているかもしれませんが、あと2つだけ申し上げます。

鴨川の水の利用についてであります。かつては友禅流しとかいうようなものがございましたけれども、「洛中洛外図屏風」にはそういった風景というものは描かれないんですね。漁をするか水泳をしているかというような、あるいは洗濯物をするかというようなことなんです。これはかつて京都の高津古文化会館というところが持っていた17世紀初頭の「洛中洛外図屏風」の中に、この場面が出てくるんですね。ちょっとこれ拡大し

ているんですけど、現物そのものが非常に黒ずんでおりましてよく見えにくいんですが、これはどうなんでしょうかね。断言ができないのが非常に残念なんですありますが、染め物の水洗いのものをやっているのかなと。当然、まだこれは友禅染めというのとはでき上がっておりませんので、友禅の水洗いではないんですありますが、染め物については、これは水洗いというものが必要なものでありまして、鴨川が利用されていた非常に数少ない絵画ではないかなというふうに思っておりますので、ちょっと挙げさせていただきました。

もう一つの鴨川の利用というのは、鴨川の水を売るという、そういう商売がどうもあったようでありまして、大坂の道頓堀に江戸時代の後半に「賀茂河水弘所」というところが作られまして、鴨川の水の樽詰めが販売されていたと。それをやったのが室町頭の夷屋平蔵という方でありまして。ですから、江戸時代の後半になりますと、鴨川の水の商品化という、今のミネラルウォーターを売っているようなことが、どうも江戸時代の後半には行われていたという。だから、仮に先ほどの絵が染め物であったとした場合に、鴨川の水というのは17世紀の段階から染め物の水洗いにも利用され、こういった「賀茂河水弘所」のように、ミネラルウォーターを販売するというような形でもって利用されていたというようなことが分かるわけですね。よく鴨川の水で顔を洗うとどうのこうのというような話は、江戸時代から広められているわけでありましてけれども、そういったものの1つとして、こういったものが具体的に設置されていたということなのであります。

もうやめますけども、こういうような形で、どうも鴨川の保全というのは、民間主導もって江戸時代からずっと行われていたというのが実態のようでありまして、それが近代を迎えますと若干様相が変わってまいりますけれども、それまではほとんどが、今申し上げたような状態ではなかったかというふうに思っております。

15分程度の質疑応答時間を設けよというふうに言われていたんですが、申しわけございません、ちょっと時間を過ぎてしまいましたけれども、私のざっとしたお話は終わらせていただきたいと思います。（拍手）

○板屋（京都府建設交通部理事）

川嶋先生、貴重なご講演ありがとうございました。

本日は鴨川の歴史的な景観や利用、文化の変遷、そういったものにつきまして、貴重な歴史的文献等のご紹介をいただきながら、お話をいただいたところでございます。

ただいまのご講演に対しましてご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○中村

質問じゃないんですけど。

○板屋（京都府建設交通部理事）

お願いいたします。

○中村

先生、貴重な話をありがとうございました。友禅流しじゃないけど、反物洗いみたいな風景ありましたね。やっぱり、昔も高辻通りあたりというのは染屋さんが集中していたのでしょうか。

○川嶋

鴨川のああいう染めのあれは、大体出てくるのは明治に入ってからですよ。それ以前というのは、大体堀川であるとかあっちのほうなんですよ。だから、どうなんだろうと思うんですけどね。

○中村

友禅は堀川のほうかもしれませんが、反物関係のお仕事をするのは高辻通り辺りが、多かったのではないのでしょうか。実は、以前に染め関係の仕事をしていたものですから。

○川嶋

なるほど。そうすると、ぴったり合うわけですね、あれ、絵としては。

先ほども申し上げましたけど、不思議なことに、絵の中にはそういったものが出てこないですよ。高津古文化会館が持っていたものにしか出てこない。もっとあっていいのかなと思うんですけど。むしろ、私のほうがそれはお教えいただきたいと思っています。ありがとうございます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

ほかにいかがでしょうか。

はい。よろしく申し上げます。

○新川

新川と申します。今日はありがとうございました。

川浚えのお話、とても興味深くお伺いしたいんですが、ああいう安政の川浚えみたいな話というのは、ほかにも鴨川では見られたんでしょうか。それから、もし御存じでしたらば、全国的にもこんなことはあったんでしょうかというのを、少しお願いいたします。

○川嶋

鴨川に関しましては、安政がもう1回だけございますけど、あんまり規模的には大きくなくて、資料もほとんど残ってない、ああいう瓦版的なものは残ってないようであります。

全国的にとすると、座長、どうなんですかね。ちょっと私は存じ上げませんが。

○新川

それじゃ、それは金田先生に。

○川嶋

済みません。

○板屋（京都府建設交通部理事）

ほかにございましたら、よろしく願いいたします。

○真下

水は、染めをしているところもあり、売ってたということは、もっと上流のほうの水を取って売ってたんですか。

○川嶋

それは全く分からないです、どこの水を取ってたかは。

○真下

そしたら、その染めた水を売ってた場合もあるのですか、そういう意味では。

○川嶋

それは可能性としては否定できませんが、チラシとか絵馬の中には、どこの水を取ってたかという話は全く出てこないんですよ。全く、鴨川の水を飲めばいいですよという宣伝文句しかあの中には出てこないんですね。夷屋平蔵さんというのは室町頭なんで、ちょっと北のほうかなという感じはいたしますけど、残念ながら、ちょっとその辺は分からないですね。

○中村

その水、どのような方が買っていたのでしょうかね。

○川嶋

分からないですけど。これも引き札が1枚残っているだけなんですよ。

○中村

おもしろいですね。

○竹門

竹門ですけど。最初に見せていただいた、今も出ている地図なんですけれども、この



地図、興味深く拝見したんですが、白川ですとか、あと、人が作ったに違いないと思って  
いた疎水の前身みたいに、東から西にずっと入ってくる水の流れが写っているんですけども、  
これはいつの地図か、お聞きできれば。

○川嶋

いえ、この地図そのものは非常に、歴史地図として昭和何年かに作られたものなんです。

○竹門

最近のものですか。

○川嶋

最近のものですよ。

○竹門

それじゃ、人が作った水路が写っている。

○川嶋

その上に、ちょっと私が赤字で載せさせていただいた。

○竹門

分かりました。ありがとうございます。

○久保

先ほどから、床のほうのお話もしていただきまして。組合長をしております久保でございます。

それで、寛文の新堤のことで、よく疑問視しているというか、御存じない方のほうが多いので、今、寛文新堤が形成されて、右岸側のほうも、みそそぎという川が大正ぐらいから第1期の整備があって、鴨川の形が多少変わっているんですけども。先生、寛文の新堤が現存している場所というふうなものに関しては、どういうふうにお考えですかね。もう今は全然ないのか。

○川嶋

新堤というか石積みですね。石積みは、三条大橋の西詰めの下のほうに残っている。

○久保

やはり、あのお城の城壁のような石積みがそうなんですかね。

○川嶋

というふうに言われています。

○久保

ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

ほかに。

○杉江

いろいろと鴨川のほうの、それこそ歴史は洪水の歴史ということで我々も聞いておるんですけども、以前、足柄のほうから、その当時、ちょっと私も今日、資料は持ってきてないんですけども、鴨川のほうの洪水の整備工事がすごく模範的な工事が行われたと。そのときに文命堤碑という、何か礎みたいなのを作って、それこそせつかくきれいに整備したのにかかわらず、恐らく多分ちょうど足柄から京都に来られて、いろんな面を探しておられて、その足柄のほうのところにも同じ文命堤碑というのが、京都の鴨川の整備工事を見習えということで、同じ碑が建てられて、そこには残っておったと。京都にもあるはずやからということで、今から何年か前、来られまして、結構調査しておられましてね。その結果、やはり実質は見つからなかったんですけども、どうもたどっていくと鴨川流域のどこかの大きなお寺か神社に行ってるの違うかという話が出まして。たしか、今日ちょっとほんまにこういうお話であれば持ってきたらよかったですけど、それと今までのお話聞いたものの工事との兼ね合いですね、そういうなんがあるのかなと思ったりしてるんですけどね。たしか文命堤碑やったと思っております、禹王の何とか言うてましたかな。

○川嶋

室町幕府が何かやったということですか。

○杉江

いや、その当時は、京都の所司代が鴨川の整備工事をして、結構その碑が残っておって、最終にそれが、近年までその碑があって、昭和10年の大洪水で流れたというような最終的な結論的なことが出てきたんですけどね。だから、今、先生が述べられたような町衆が一生懸命鴨川の整備工事に従事したというのと、何か連動しているのかなと思ひましてね、ちょっとお聞きしたわけです。

○川嶋

今のお話が仮に、いわゆる室町時代という時代のことでございましたら、室町幕府というのは全くそういうことができなかつた幕府なんです。ですから、それはちょっと伝えられ方としては、ちょっとクエスチョンマークがつくかなというふうに思いますけど。

○杉江

なるほどね。

それと、もっともっと近年になって、いや、もっと以前やったかな。今の砂持の問題も、私も第3回の世界水フォーラムが京都・大阪・滋賀であったときに、私も実は調べたんです、いろいろとね。そのときにおいても、今の先生のおっしゃったように、町衆と地域のほうの、どうか、役所どころとかね、そういうところが1つのお祭りとして、取れた砂を寺社等にもしたけど、実際には町に売りに出たと。売りに出て、お祭りのごとく、また場所によっては握り飯を作ったりとか、どんちゃん騒ぎしながらとかいうようなのが出てきて、やっぱりこれは京都の、それこそ歴史に残る町衆の力で、やっぱり鴨川を守ってきたのかなと考えておったんですけど。

○川嶋

そのとおりですね。それはそうだと思います。砂持についても、おっしゃるとおりだと思います。

○杉江

ありがとうございました。

○板屋（京都府建設交通部理事）

興味の尽きないところではございますけれども、ここで先生のご講演について終了させていただきたいと思います。

先生におかれましては、京都の文化史、歴史、社会史をご専門に立命館大学名誉教授としてご活躍をされているところでございます。本日は本当にご多忙の中、貴重なご講演いただきまして、ありがとうございました。改めまして、感謝の拍手をお願いしたいと思います。（拍手）

先生は、所用のためここで退席されるということでございます。

### 3 議事

#### （1）鴨川の整備について

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、これより議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、金田座長をお願いしたいと存じます。金田座長、よろしくお願いたします。

○金田座長

それでは、通常の鴨川府民会議に戻らせていただきたいと思います。

先ほど来、大変貴重な資料をお示しいただきながら、お話をお聞きすることができて、いろんな知識が深まったと思います。ただ、ほかのところではどうなんだというのは、私に振られましたけれども、全然分からないんですが、江戸時代には『地方凡例録』という大変有名な本がございまして、それにいろんな土木工事の技術をいっぱい書いてあるんですね。例えば、河川の堤防の造り方とか、ウシと呼ばれる蛇籠みたいなものを入れて、こんな何か建ててやるとか、みんな図解して、非常に丹念に書いてあるんですが、川を浚えておるとこのを見たことないですね、あの中には。少なくとも、そういうような種類の一般的な技術として紹介されている種類のものではないと思います。ちょっと、それぐらいしか分かりません。また、川嶋先生が御存じだったら、お聞きいたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。予定は4時ごろということですが、今日はちょっと議事が少ない目にしてありますので、何とかなるのではないかと楽観的に考えてスタートさせていただきます。

まず、議事の1番目でございます。鴨川の整備についてでございます。これは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

#### ○井上(京都土木事務所)

事務局、京都土木事務所の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

右肩に資料1と書いてございます「鴨川・高野川のH26整備予定内容」という一枚物でございますが、カラー刷りのものをごらんくださいませ。

写真を並べて、本年度整備する予定のところ、主要なものでございますが整理させていただいております。左上の写真から説明させていただきます。左上、それともう一つ下、2枚とも同じ内容でございますが、治水対策として中州の管理、堆積土砂の撤去ということで、26年度におきましては鴨川の北山大橋から北大路橋間、約860mでございますが、この間の恐らく一部になりますが、堆積土砂の撤去を予定しております。

また、2つ目でございますが、これは高野川になります。御蔭橋から河合橋間、480mでございますが、このうちの一部において堆積土砂を撤去いたす予定でございます。

ちょっと写真をつけていないんですけれども、鴨川のさらに上流部、賀茂川通学路橋というところにも、図面のところに赤くハッチングをしておりますが、ここにも堆積土砂がかなり堆積しておりますので、この3か所で中州の管理、堆積土砂の撤去をする予定でございます。

なお、この模式図、図面において、赤いところが26年度で整備を予定しておる箇所でございます。中に白いポツがついていてグレーにハッチングがかかっているところがございます。これがこれまでに鴨川・高野川において中州の管理、堆積土砂の撤去をしてまいったところでございますので、合わせてごらんください。青いところがまだ堆積土砂の撤去をやっていないところでございます。お概ね四条大橋から上流において、10年サイクルで一巡する形で堆積土砂の撤去をやってまいる計画でございます。これが中州の管理ということでございます。

左の写真、3番目、上から3つ目でございますが、四条大橋下流右岸において、これは団栗橋から仏光寺のあたりまで、仏光寺公園、京都市さんの管理されておる公園と聞いておりますが、その間において右岸側の高水敷に園路整備、約300m間の予定をしております。昨年度、25年度において四条大橋から団栗橋の間、園路整備をまいりました。それに引き続く形で団栗橋から仏光寺橋の整備を予定しております。

さらにその左の写真、上から4つ目でございますが、昨年25年9月に台風18号で被災した右岸側の低水護岸、写真で護岸の下に黒っぽい、これは石を詰めた袋で応急的に復旧しておるところでございますが、約110m間、この間の災害復旧ということで低水護岸、石張り工の施工を予定しております。

左側の写真、一番下でございます。これは鳥羽大橋から名神高速の間において低水護岸、約200m間の整備を予定しております。昨年度はさらに下流側、名神から小枝橋間の低水護岸の整備をまいりました。本年度はその上流側の整備を予定しております。写真で見てくださいと、ちょっと分かりづらいんですが、左のほうに白っぽいものが見えるかと思えます。これが昨年度整備した石積みでございます。それに続く形で上流側に整備を予定しておるところでございます。

反時計回りにまいります。右側の写真の一番下をごらんくださいませ。桂川合流点からちょっと上流に上がったところに、龍門堰といいます農業用の取水堰、水を田んぼのほうへ引っ張るための井堰がございます。昨年の台風18号の折に、桂川の排水バックを受けて、このあたりで溢水したところがございます。その溢水の原因としましては、この龍門堰が河積、川の水を流すための断面がちょっと不足しておるということもございまして。また、この写真の、ちょっと見づらいんですが、左のほうに管理橋、この龍門堰を管理するために橋がかかっています。ここに上流から流れてきた木くずが引っかかりまして、それも悪作用を伴いまして、ちょっと溢水したということがございまして、地元、井堰の管理者

さんとこれまで協議をしてまいりました。龍門堰の撤去について、移設補償、井堰の撤去についての補償を行う予定でございまして、あわせて本年度に、阻害する原因となっております管理橋の撤去まで、平成26年度、本年度でやっていきたいというところでございます。

1つ上にまいります、右側の写真の上から3つ目、下から2つ目でございます。ちょっと右岸・左岸テレコになって申しわけないですけれども、この写真が勧進橋から京都南大橋、京都高速のかかっている橋梁の側の右岸側の写真でございます。手前でございますのが左岸ですが、奥のほうです、について護岸整備としまして、高水護岸を約700m間、水鶏橋から京都南大橋間の高水護岸の予定をしております。あわせて空間整備ということで、園路整備について勧進橋から水鶏橋間の園路整備、500m間を予定しております。

右側の写真、上から2つ目でございます。左岸側になりますが、塩小路橋から東山橋区間、約800m間、800mできるかどうか、ちょっと予算的な都合もございまして、高水敷の整備。ここ、ちょっと写真を見ていただきますと、飾石張ということで、人が歩くにはちょっと歩きづらい、当然車いすも通れないような状況でございますので、人が歩けるような整備としまして、園路整備を行ってまいりたいと思っております。

最後に、右側の一番上でございますけれども、これは高野川になります。松ヶ崎橋から少し上流に上がったところ、左岸側から音羽川が合流してまいりますが、その上流側に落差工がございます。写真見ていただきますと、老朽化に伴いまして落差工が壊れております。これの修繕工事ということで、落差工の改修工事を本年度で予定しております。

以上が26年度の主要な整備内容でございます。以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○真下

よろしいですか。

○金田座長

はい。

○真下

今のご説明ですけど、私も素人でよく分からないのですけれども、10年サイクルで中州をいつも取っておられるということですが、この鴨川の構造自体、中州が絶対できるので

すか。毎年取られるというのは、何か構造上これ、どうしようもないのでしょうか。こういうことを繰り返していくというのは、川そのものがそういう構造なのか、あるいはそういうものが改善できるものであれば改善して、中州がたまらないような状態に工事をやることはできないのか。その辺ちょっと、全く素人の質問かもしれませんが、ご説明いただければありがたいです。

○板屋（京都府建設交通部理事）

中州の管理につきましては、この後、鴨川の維持管理の状況についてのところで、考え方と、これまでどういうことをやってきたか、そういった内容をご紹介させていただきながら、ご理解、ご意見等を賜ればというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○真下

ですけど、これ、今、工事の関連だから、別に今、回答してもいいのじゃないですか。

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、かいつまんでお答えいたしますと、確かに鴨川自体は出水に伴いまして上流から土砂が移動しやすい、そういった傾向がある河川でございます。特に急流河川ですので、当然のことながら、上流から勢いよく洪水が流れ下ってくると、それ相応の土砂が動いてくるということになります。そういうことから、経年的に何もしないでおくところとどンドン堆積して固定化してしまうというような現象が起きますので、そういった状態は河川管理上、川の断面が狭まってしまうということから、計画的に対応していかなければならないというふうに考えております。その計画的に対応していくというのを、ここ10年ぐらい計画を立てて、どういった土砂の取り方が有効なのか、そういったところをこれまで取り組みながら検討しているという状況でございます。

○真下

ということは、川の専門家から見まして、これはもう、この川はそういう10年サイクルというか、毎年そういう土砂がたまる体質なので、それはやむを得ないというわけですか。そういう意味では、川の構造そのものを何か掘るとか、そういうことをしたらできないという、もうそれは研究した結果、できないということなんですか。

○金田座長

私のほうからお答えいたしますけれども、鴨川、高野川も含めてですけど、これは扇状地を形成している川です。ですから、この周りの京都の市街地の、このあたりも含めてで

すが、もともと鴨川・高野川の堆積でできた場所で、放っておくと洪水のたびごとにやはり堆積がふえる。それをもう何千年も繰り返してきた、あるいは何万年も繰り返してきた川です。それと同じシステムは、ずっとこれからも続くはずですので、これは、それに対応することを考えないとほかに方法はないということです。日本中そうです。

○真下

もう不可能ということですね。

○金田座長

はい。

○真下

いわゆる、そういう構造上、不可能ということが結論ですね。

○金田座長

はい。

○真下

よく分かりました。

○金田座長

ほかに何か。

はい、どうぞ。

○杉江

今、四条から南のほうもいろいろと整備なさっていく状況ですけども、今年の台風18号のときに、御池―四条間、右岸のほうですね、散策路のほうが結構水で洗われたという感じになっておりますけども、どうですかね、また再整備というか修繕というか、整備計画は何か入っておるんですかな。

○井上（京都土木事務所）

三条―四条間ということですね。昨年度の災害で被災を受けまして、芝生も全て流されてしまったということがございます。その災害復旧工事ということで既に発注済みでございまして、6月、もう既に芝生の植えつけの作業にかかっているかと思っております。昨年度の被災を受けて、災害復旧工事で元通りに復旧する工事を今現在進めている最中でございます。

以上でございます。

○金田座長



ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹門

竹門ですけれども。ご説明いただいた中の龍門堰の撤去につきましては、今年度やっていただけるということで、非常にありがたいと。これは、鴨川において最初に生物の移動を阻害している堰でございますので、この撤去についてはありがたいことです。ただ、ここに多くの釣り人が集まって釣りをしている理由は、その下流側に深い淵が形成されているんですね。ですから、撤去の際に、アクセントを形成している帯工に関しては、何らかの形で活用するような、そういった配慮をしていただけると、川の地形が真っ平らにならなくて済むという意味では、ご活用いただければいいんじゃないかなというのが1つの意見ですね。

もう一つ、今度は逆の意味で、高野川の上流の落差工の修繕をされる際に、このもとのとおりに戻すのではなしに、いろんな生き物が移動できたり、あるいはもう一つ一番大事なことは、落差工の下流側を真っ平らにしないでいただきたいと。できれば、そこに淵ができるように、水たたきの部分を少し低いところに設置にさせていただくような、そういった工夫をしていただけると、自然が豊かになってよろしいでしょうという意見です。よろしく願いいたします。

○金田座長

何か。よろしいですか。

○井上（京都土木事務所）

竹門先生のご意見も配慮しながら、またご相談しながら、工事を進めてまいりたいと思います。

○金田座長

それについて、ちょっと私も聞きたいと思っていたのは、龍門堰は、撤去ということは完全になくなるわけですか。

○井上（京都土木事務所）

まだちょっと詳細な設計ができていないんですけれども、确实なところだけお話しさせていただきますと、管理橋、これについては撤去する形になるかと思えます。あと、固定堰でございますので、堰上げのために河床に対して凸が、ポツポツと上に障害物が出てまいります。その撤去は恐らくする形になるかなと思えます。堰自体の撤去については、

今後ちょっと設計で、どういう形になるかは今後、詳細詰めていきたいと思っています。

○金田座長

堰自体は、まだすぐ撤去するわけではない、全体を撤去するわけではない。

○井上（京都土木事務所）

そうです。

○金田座長

そうすると、農業用水の取水のための堰としてはまだ残るといことなんですか。

○井上

農業用水の堰としての機能はもうなくなります。堰上げのために、落差工といいますか、ありますよね。それに対してコンクリートで堰板を当てるがために、ちょっと阻害している部分、その上っ面といいますか、そこだけを取るというのが当面の対策です。

○金田座長

はい、分かりました。ちょっと詳しく分からなかったんです。

ほかに、いかがでしょう。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

あくまで、落差の機能というのは残るといふふうに思っていた方がいいと思います。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか、何かご質問ありませんでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、先ほど、竹門先生からの生物の生態環境をよくするためのことも配慮してほしいというご意見ございました。その点も検討をよろしくお願いいたします。

## （2）鴨川の維持管理（除草）状況について

○金田座長

それでは、議事の2番目に移らせていただきます。鴨川の維持管理状況についてでございます。説明をお願いいたします。

○井上（京都土木事務所）

引き続き、私のほうから説明させていただきます。

右肩に資料2と振っております、「鴨川の維持管理（除草）について」という資料をらんください。

除草について、とりまとめたものでございます。鴨川の除草、既に今日も来るときに除草の工事を今やっておる最中でございますけれども、かなり除草の量につきまして府民の方々からいろいろとお問い合わせもいただいております。その中で、京都府として鴨川の除草についての考えを示させていただきます。

まず、河川における除草、なぜ除草をするのかといった点でございますけれども、これは一応治水上の理由がございまして、堤防の河川でございますと、堤防に穴が空いているか、モグラが穴を掘っていないかとかいったような点検をするためには、草で覆い被さっておりますと現状が分かりません。そのために、草を刈る必要がございます。また、護岸整備された河川でございまして、護岸が劣化してクラックが入っているとか、崩れていないかといったようなことにつきましても、草が繁茂しておりますと目で確認できませんので、そういう施設の管理上、草を刈る必要があるというところでございます。これは河川法にも明示されておりました、下に参考で河川法施行令をつけておりますので、後でご確認いただけたらと思います。

また、河川の治水の観点以外にも、鴨川におきましては、鴨川公園ということで、たくさんの方々利用される公園としての機能も有しておる川でございます。そういった観点から、例えば花粉のアレルギーの問題とか、害虫発生に対する環境整備といったような観点から、除草要望も公園利用者の方々からかなり多くいただいております。そして、快適に公園として利用できるように草を刈るという必要もございます。

この治水上の観点、また公園利用上の観点といったようなところで、鴨川、京都府が管理しております延長かなり長うございますけれども、区間を区切って除草の工事を発注しております。その区間によっては除草の頻度もかなり変えております。公園利用の多いところについては草刈りをする頻度は高くございますし、余り利用のないところでは年に2回程度の草刈りになっております。

事例をまとめておりますが、除草状況というところでございます。1つの例としまして、鴨川の葵橋から御薊橋の区間、この区間につきましては、毎年お概ね5月から10月にかけて草の伸び具合を見ながら護岸部分、石積みの部分のところは年2回除草をしております。また、公園の部分、公園として利用する高水敷の部分、下にポンチ絵をつけておりますが、高水敷、公園の部分については公園利用者の快適な空間を提供するといった観点から、年3回の草刈りを実施しております。低水路部分、これが実際水が流れて、先ほどご議論いただきました中州の部分になりますけれども、ここにつきましては年1回

の除草をしておるところでございます。

あと一つ、除草ではございませんけれども、鴨川においてはかなり大きな木、樹木も管理しておりまして、この木の枝葉の剪定につきましては、原則、枯死した枝等を主に剪定しております。ただし、公園利用者の安全確保や堤防の保全措置、また車が通る、管理用車両とか一般車両が通るための空間を確保するために必要なものにつきましては生木、生きた木においても枝葉を剪定することもございます。例えば葵橋から御菌橋については、こういう頻度で草刈りをやっておりますし、また違った頻度でもやっておるところもございます。

ただし、最後のところでございますが、公園利用、また生物環境といったような観点からも、草刈りについては柔軟に対応してまいりたいと思っておりますし、実は本日、上流のほうでホタルの生育が、もうすぐホタルが飛ぶのに何で草を刈るんやといったようなご指摘も受けて、若干草刈りを止めて、後にずらす、ホタルが出た後で草刈りをしてくださいといったような業者指導もしてまいっておりますので、柔軟に草刈りの時期等については今後検討しながら、引き続きやっていきたいといったところでございます。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見。はい、どうぞ。

○中村

日本野鳥の会の中村です。

実は、4月7日に市民の方から野鳥の会事務局に投書文が届きました。京都府さんにもお届けしてありますが、その回答の意味も込めて、今回の様な話し合いの場を設けられたと伺っています。今、見せて頂いた除草についての説明書きを見る限り、生態系への配慮生き物への配慮という文言が全く見当たらず驚いています。お話を聞いていますと、ホタルの生息にも考慮されています。例えば高野川のイカルチドリ（準絶滅危惧種）の繁殖などにもご配慮いただいているのですから、野鳥の会としては府としての対策を重々理解しているつもりなんです、この文書ではそういった思いが伝わってこないですね。例の投書された方にはこの文章はみせられないですね。あまりにも冷たい文章です。この投書の方は、ご自分が毎日のように鴨川へ行ってらっしゃるんですが、その大切な場所が、年に3回も丸坊主にされていると。何でここまで刈る必要があるのかということもA4、4枚に

書き綴ってありました。

話がさかのぼりますが、1997年に河川法が改正されました。新聞の見出しに「環境保全、柱に追加」と書いてありました。今回の除草に係る文章が、環境保全に配慮したあげくの維持管理だとは思えません。この文書からは環境の保全、生態系への配慮というものが一切うかがえないですね。ただ、年に3回丸刈りとなると、水生昆虫他、多様な生物への配慮など到底むりでしょう。各家庭でも植木の管理は6月と12月の年に2回です。今回の府による除草計画に係る説明文では、除草の問題について投書いただいた方を説得することなど自信が全くありません。

それと、とりとめのないことを言うようですが、2006年に京都府による新聞記事が手元にあります。「鴨川を野鳥の楽園に、中州の草むらを50cm残す」とあります。当会の会員など、こういった記事が大々的に載ったりすると、京都府では野鳥に配慮してくれている、草むらは50cm刈り残してくれると信じてしまいます。今回のような鴨川の維持管理(除草)について、こんなにも冷たい文書じゃなくて、もう少し書きようがあるのではと思います。事実、現場ではご配慮いただいているんですから、環境保全に配慮した除草事業のありかたをやさしく解りやすく公表いただけないものでしょうか。

○金田座長

実際、いろいろ気をつかっておられる部分もあるのに、文面としては全然表れてないというご指摘もありますから、そのあたりは、これが表に出るということを考えたら、ちゃんと考慮していただいたほうがいいんじゃないという話ですが、それはそのとおりだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうしたら温かい文書になるのかというのは、私も難しいんですが、ちょっとご相談をしながら考えていただけたらと思います。

○竹門

提案ですけど。

○金田座長

どうぞ。

○竹門

ちょうど昨日、淀川水系流域委員会の進捗点検の業務があったんですけども、河川管理の計画が順調に進んでいるかどうかチェックする際に、例えばこういう事業に、それぞれの観点からの評価をしていくというのが今やっていることでして。京都府でも、事業の紹

介をする際に、治水上これがどういう意味があり、それがどれだけ役割を果たしているか、それから利水上、それから環境上これはどういう、メリット・デメリット含めて、それぞれの観点から一言ずつでも書いてあれば、環境上こういう配慮をしているんだというのが分かると思いますので、書きぶりとしてそういう観点を絶えず、あらゆる事業に対して絶えず言及をするというようなやり方を取られると、いろいろな立場の方が理解しやすいんじゃないでしょうか。これは提案。

○金田座長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

○元橋

除草していただくのは大変結構なんですけど、これ、ある程度期間を決めてやられるんですよ。この部分はいつからいつまでという。何時からやられるんですか。それから、何時で終わられるんですか。

○井上（京都土木事務所）

失礼しました。業者に指示しておりますのが、8時半から5時までの間で作業をやりなさいと指示しています。

○元橋

初めから中間はいいんですね。ずっとそのぐらいでやっておられるんですね。最後、もう終わるといえるときに、昼ごろに終わっちゃって、あときれいにするところはない。ぼけっと休憩しているんですね。「何でやねん。もうちょっと時間あるのに、こっちのどこやったらどやねん。」と言うたら、「いや、もうこれで作業は終わりました。」と言うて、帰られたんで、むかつきてですね。こういうことはもっと徹底して、時間が余れば余分のところもやって帰るというようなことを、指導はできひんのですかね。

○井上（京都土木事務所）

税金を使って工事させていただいておりますが、区間と幅ですね。この区間はこの業者さんをお願いしてございまして、その業者さんが、ひょっとしたら違うところを刈ってくれと言われて、そこは違うと言ったかも分かりませんが、柔軟に対応はしてまいりたいと思いますけれども、何とも答えようが。

○元橋

いや、初めと中間ぐらいまではいいですよ。ずっと、朝おっしゃるような時間から時間までやっておられるんですよ。最後が中途半端に残るんですね。そのときに、昼ごろ終

わっちゃうんですよね、あれ、最後。計算しながらやっておられるんやと思うんですが、何でやねん、もうちょっと草、ばあ一とやったらどやなというふうなことを言いますと、さっきおっしゃったように、「いや、管轄が違います。」とか、「いや、ここまでです。」とか言うて、終わられたということなんですね。これを、何とかもうちょっと頑張ってほしいなと思います。

○金田座長

先ほど。長山さん、お願いします。

○長山

京都市のほうから生物多様性プランというのを出されていますけれども、そういった面から、こういった除草についてもそれとの整合性というんですかね、そういったものをあわせて考えてやっていただければいいんじゃないかなというふうには思います。

それともう一つ、樹木が葵橋から上賀茂橋まで大分大きくなって、老化しているんですけど、その更新とかそういったことは、どのようになっているのでしょうか。桜の木なんかも相当古くなってきて、寿命とか管理もこれからどんどん大変になってくると思うんですけども、それも放っとくとそのまま枯れて倒れてしまったり、なくなってしまったりするんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことはどういうふうにご考えられておられるのか、お聞かせ。

○金田座長

今のご質問は、堤防に植えてある桜とか、そういう種類の樹木ですね。

○長山

はい。相当大きくなってきて、大分古いのもあると思うんですけど。

○金田座長

いかがでしょうか。

○井上（京都土木事務所）

かなり大きな木のお話だと思いますけれども、樹木医さんに診ていただいて、点検は毎年させていただいております。更新、新たに植えかえるというのではなくて、なるだけ、今、植わっている木を長く生きていただきたいというような観点で、管理をさせていただいておるところでございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。ほかに。

はい、どうぞ。

○真下

今の質問に関連しますが、そういう樹木とか草花とか、将来的な展望、例えば短期的あるいは中・長期的な1年、3年、5年、10年とか、そういうプランというのは、やはり京都府さんのほうでしっかり立てられるというようなことが必要やと思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。今の質問に関連しますが、

○金田座長

いかがでしょうか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

鴨川沿いの桜等ですが、ほとんど飽和状態で植えるところがないという状態でございます。樹木は、適切な間隔というものがございます。この間隔がほぼ守られているような状態でございますが、樹木が大きくなる中で自然に淘汰される部分等はあると思います。現在のスタンスとしては、樹木に関しては見守っていきたいと考えております。

○真下

ということは、今の鴨川のそういう樹木、景観とかが、理想の状態であるというふうには考えられているわけでしょう。私は見ている、桜は非常にきれいな状態で咲いていますけど、例えば秋になれば紅葉というのはそんなに、御存じのように咲いているような感じはしませんし。もっと、そういう専門家からいろいろな意見を聞きながら京都を一つの観光地域として。先ほどいろんな意見が出ましたけども、鴨川自体は公園の機能、観光の機能があったり、それから環境も当然考えなければならないでしょうし、一番大事なものは、私はこの間言ってきましたけど、治水ですよね。これはもう昔から氾濫してはならないので、これを中心に置きながら、さらにいろいろ機能するように府・市が連携しながら考えていく必要があると思うのですよ。ですから、そういう視点から専門家、そういう造園とかあるいは景観の専門家、そういうような方からもいろいろな意見を聞いて、中・長期的な展望をしっかり立てて、そしてやっていく必要があると思います。

それから、先ほど野鳥の会の方も言われましたけどね。ただ、いろんな人の意見があることは確かなんです。しかし、それぞれの人がそれぞれの意見をうまく実現できれば、理想にこしたことはないんですけども、やはり鴨川というのは長い、京都の中で中心に流れていくものですから、どれを重点的に置きながらその細部を考えていくか。やはり、それはある程度我慢することはしなければならないでしょうし、そういうところを我々市民、



府民は、ひとつひとつ考えていく必要があると思いますね。

○金田座長

今の点につきまして事務局のほうから説明ありませんでしたけれども、鴨川全体としては、特に下流域のほうの新しく整備をしているところについては、どういう種類の樹木を植えたらいいのかとか、そういうことも含めてこの鴨川府民会議でご提案いただいて、ご意見をいただきながらやっていったという経緯がございます。ですから、今、話に出ている場所については特に議論したということではないですけども、そういったことで、必要があるときにはこの場で紹介いただいて、議論をするという形でやってきているということだけつけ加えておきたいと思います。全体の趣旨としては今のご指摘のとおりだとは思いますが、そういう形で進めてきたということをつけ加えさせていただきます。

ほかに。はい。

○竹門

堤防の保全というのは、強度を保つためにどういう植生がいいのかという観点で検討すべきテーマだと思いますし、その意味では、今ご指摘にあった目標像というのはしっかりあるべきだと思うんですね。芝生がよく使われていますけども、強度の面ですとか管理上のコストの面で言ったら、必ずしもいい対処じゃないわけですし。いろいろな川でそれを目的とした研究がたくさんされていて。多くの川では、西日本に関して言ったらチガヤが一番、年2回の、しかも決まった時期の刈り取りで、チガヤ群落を維持していくことが十分できるということは分かっていますので。しかも、背丈が低くて、結果的に希少植物も一緒に生えてくると。ヒバリ等の草原性の鳥もすめるという、比較的いいことづくめの植生ですので。だから、チガヤ群落を、樹木のあるところじゃなくて草地の堤防に関して言ったら、目標にされるといいと思いますし、そのための、どの時期にどんな張り方をすればいいのかというのは、例えば木津川の堤防管理、それから猪名川の堤防管理で採用されていますので、ぜひそれを参考にいただければと思います。

○金田座長

ほか、いかがでしょうか。

そういたしましたら、今の件につきましては、ぜひ少し生態系への配慮のことが伝わるようなことを考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、次の議事に入らせていただきます。3番でございます。鴨川ふれあい空間についてでございます。説明をお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

金田座長、すみません。鴨川の維持管理の関係のご説明を。

○金田座長

そうか。中州管理の補足を。

○板屋（京都府建設交通部理事）

それではご説明をさせていただきたいと思います。

○金田座長

お願いいたします。

それでは、3番はその後で入ることにいたしまして、中州管理の補足をさせていただくことになっておりました。お願いいたします。

○乾（京都府建設交通部河川課主査）

失礼します。京都府河川課の乾と申します。

お手元に、資料番号が入っていない参考資料とさせていただいた資料が行っておりますでしょうか。では、資料をもとに中州管理について、計画上どういう位置づけにされているか、計画に位置づけするまでにどういった経過があったかというのを、ごく簡単にご説明させていただきます。

最初のページ、大きく外枠、薄く青色で、鴨川河川整備計画、計画期間は概ね30年間といたった囲みをしております。鴨川・高野川で河川の事業、治水対策を初めとする河川の事業をするに当たっては、これが大きなバックボーン、根本になっておるんですけども、概ね30年というのと、内容的には漠然としたものになっております。そのため、5年間でより具体的にどういった対策、施策をしていくかというプラン、計画を立てております。鴨川アクションプランといった呼び方もしておりますが、それぞれについては府民会議でもご意見いただき、それを踏まえて策定をさせていただいております。

資料の中上の薄い黄色で囲みをしました昨年度までの5年間で実施してきたプラン、水辺の回廊整備・鴨川創造プランと銘打っておりますが、その中でも治水対策の中で、中州管理を10年サイクルで実施していくんだという位置づけをさせていただきました。これに基づいて5年間、整備事業をさせていただいたところです。

今年度以降の5年間、下の朱色の囲みになりますが、千年の都・鴨川清流プラン、こちらについても治水対策の中に中州管理、前プランに引き続いて10年サイクルの後半を実施していくという位置づけをさせていただいております。

1枚めくっていただきますと、プラン、計画の中で中州管理というのをどうしていくかというのを書いたものです。これは、昨年度までのプランの中での記載したページを抜粋しております。鴨川柵野堰堤までの区間でありますけども、幾つかの区間に分けて、どういう状況にあって、どういう課題があるか、それを踏まえて、その区間ではどういう管理をしていくかということを整理して、これに基づいて管理を進めてっております。細かくは説明する時間がございませんが、二条大橋より上流の区間については、中州管理において一遍に全て取るのではなくて、一定の区間ごとに、ある程度残しながら中州の除去をするんだというような整備をしております。

もう1枚めくっていただきますと、過去の鴨川府民会議の資料から抽出して加工した資料になっています。それぞれの計画プランの策定に先立ちまして、鴨川府民会議の中でも中州管理について状況の報告であるとか、中州管理の方法についてご提案、ご報告をさしあげて、都度ご意見をいただいて、その上でプランの策定につなげております。第4回の鴨川府民会議においては、中州の状況、こういう課題があるんですよというようなご報告をさせていただいています。昭和の後半までは過去の中州管理、土を取ったりとか川の中、河床、河底をブルドーザーで敷きならすとか、そういった管理を続けてきたこともありまして、川の中に礫河原、小石の河原あるいは石でできたような寄洲、そういったものが見られる状況が続いておりました。

その後、そういった管理をやめて10年、20年とたつてまいりまして、草が生えて、ここでは陸地化という言葉を使っておりますが、草が生えるというのは、ある意味では新しい環境ができてきたということでもあるんですが、中州あるいは寄洲というのがどんどん大きくなって、一定の出水でも流れない、形が変わらないというような状態になってきました。中州、寄洲が大きくなるということは、水が流れる上では、それを阻害することになりますので、治水上問題になってきたということで、中州の管理をしていく必要があるんだというご提案をしたということです。

第6回の府民会議では、中州を管理するに当たって、昔のようなやり方ではなくて、一定の区間ごとに、こういったやり方でしていきましょうというご提案。それに対してご意見をいただいております。第6回以降の府民会議での流れから、先ほど簡単に説明しましたが、プラン、計画の中での中州管理の方法というのが組み立てられております。

最後のページ、第7回府民会議では、中州を一遍に取るのではなく、一部残しますとといった区間で、より具体的にどういう形で取るのか、どういう形で残すのかというような

ことについても、ご提案、ご説明をさせていただいて、ご意見をいただきました。計画プランの中では、ここまで詳しくは記載しておりませんが、実際に現場の工事、施工するに当たっては、この基本的な考え方を踏まえて作業をさせていただいております。

前回、5年間で過ぎたということで、中州の管理の結果、こういう状況、あるいは、こういう現象ですよというご説明をさせていただきましたけれども、ちょっと今ご説明したように、基本的な計画上の位置づけであるとか、そもそもどういう流れがあつて中州管理をすることになったかというご説明が抜けておりましたので、おくれげながら今日ご説明さしあげました。

いずれにしても、中州管理に先だつて中州がどうしてもできるかとか、どういう形で流れていくかというメカニズム的なことは、まだ今の段階でははっきり分かっておりません。今後、引き続いて中州管理をしていくに当たって、合理的な効率的なやり方を検討していく必要もありますし、5年間やってきた結果についても、整理をした上で検討につなげていく必要があると考えております。そういった整理とか検討というのは、ある程度で次第、適宜報告をさせていただきたいと考えております。

大変簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

これまでの河川整備計画の全体像と検討のプロセスを簡単にご紹介いただきましたが、そういった流れの中で一番最後のページの真ん中より少し上のほうに青色で説明が書いてありますが、一度、たしか高野川の合流点付近でしたですね、寄州を取った後で出水することがあつて、護岸の下が少しえぐれたというようなことがありまして、それ以来、少し護岸際のところは残すように変更したというのが、そこに書き加えてありますが。そのほかにまた、中州を除去する場合の方法に、例えば全体を除去してしまうんじゃなくて、少し杭を打って、それで中州がどうなるのかということを試しにやってみたというのがありますが、その結果はまだ報告を聞いてないような気がします、それがまた分かればいずれ報告をしていただきたいと思います。ともかく、いろんなケースを試行的にやっただいておりますので、経過の報告もまたどうぞよろしく願いいたします。

○真下

ちょっとよろしいか。

○金田座長

はい。

○真下

今の報告、非常によく分かりまして、ありがとうございます。ですからこれからも、中州が今、完全に解明されていないということですので、やはり、これからしっかり研究していただいて、中州、寄州をいかに効率的に除去していくか、将来的にも効率的な除去の仕方を一層頑張ってもらっていただければと。今のご説明よく分かりましたけど、今後も期待したいと思います。よろしくをお願いします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

中州管理には、野鳥の会としてかなり関心を持っておりますので、今回は一般投稿ではなく、野鳥の会としての意見を述べさせていただきたいと思います。

御菌橋から上流がほとんど中州と寄州でふさがっているという状態だったんですね。3年ほど前ですか、半分ぐらい取ってくればって、その後、京都府の方、見られているかどうか、多分、山本さんは御存じだと思うんですが、野鳥がたくさん見られるようになったんです。ですから、やっぱりある程度、水の流れの状態、せめて川の半分ぐらいは水が流れる状態にしたほうが、魚にとっても、いろんな水生昆虫にとってもいいんやなということが分かりました。魚とか水生昆虫がいるから野鳥が来るんであって、その様子が明らかに分かって喜んでおります。

それと、何年前か忘れましたが、数年前に中州を造る、今、先生がおっしゃっていた杭を立てて新たに中州を造るというふうなことを試みられたと思うんですね。うちの会員が数人、橋の上から眺めて、業者さんに、どんな形の中州造るのんと聞いたりしたことがあるんですけど、あんなことするんやったら、一日も早くブルドーザーを川から引き揚げてほしいなと感じました。それと、去年の台風なんかで、あつと言う間にそれは消え去ってしまって、今は川が川を造っておりますよね。今の鴨川、物すごく好きです。週に1回巡視させてもらっているんで、川が活着しているなという様子が本当によく分かります。ぜひ、見ていただきたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに。はい、どうぞ。

○田中

今のご意見に関係するんですが、鴨川は人工河川で直線型の川なので、ほかの地域の川のように、蛇行して、そして大小の石や深いところや浅瀬や、いろんな流れの形状を作りながら流れている川とはちょっと違うわけなんです。ひとつお聞きしたかったのは、去年の秋の大水害のときに、今の浚渫の話も出てましたけれども、大水が出ると、砂州も流れますよね。その流れた量よりも洪水の後、残った中州、砂のほうが多かったのか、少なかったのか、その辺のバランスもちょっと考慮すべきと思います。今おっしゃったように、天然の川が天然を造る、そういう川が理想的なんですけれども、やっぱり手を入れなければならないというのが人工河川の技術が要るところなんで、その辺のところも含めて、大洪水が来たら砂が流れると同時に形状によっては逆にたまるということもあると思います。それは高低によって随分変わってくると思うんですが、去年の大水害の結果、どうだったんでしょうか、大分流れたんでしょうか。

○金田座長

どなたか、その辺の説明ができるのであれば、お願いします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

前日も出水前と台風の後写真をお見せしたと思うんですけども、大きく変わっているところもありますし、余り削られていないところもございます。そのような状況を定量的にデータでお示しできてないんですけども、そういったところをちゃんと整理して、どういう現象だったのかというのは今後お示ししたいというふうに考えているところでございます。

○田中

自然の流れの形になっていると、むしろ大水が出た後のほうが人工的にいろいろ手を加えるよりは、自然に近い川の形状がつけられるのでは、というふうには考えられないでしょうか。

○板屋（京都府建設交通部理事）

実は、下流のほうで結構河川敷にたくさん土砂が堆積しており、それらを撤去したりしております。ですので、削られているところもありますが、想定しないようなところにもたまっていたりする関係もありまして、トータルで見てもないと、その辺は一概には申し上げられないような状況でございます。また、データの整理の結果などをお待ちいただければというふうに思います。

○田中

そういう自然の洪水が出て、川が攪乱し自然の形なる、平均化していくというか、水の流れが自然淘汰されるというか、そういう形の川がいいと思うので。せっかく浚渫したのにすぐに大水が来て、また同じような形になるとかいうこともありますけども、できるだけ自然の形態の川を、今、中村委員もおっしゃっていましたが、それが生態系につながっていくと思いますので、それは考えていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○竹門

今、田中委員からお話のあった点と共通の部分でご質問したいと思っていたんですが、若干観点が違って、今回お示しいただいた中州管理の考え方にのっとなって、毎年除去をされている土砂の量というのは、毎年どのぐらい取っているのかということですね。一方、今、田中委員のおっしゃっていた、ある洪水のイベントごとにそれぞれの場所で堆砂したのか、浸食をしたのかという、その連環でトータルで見たときに、毎年行っている管理の仕方というのは妥当なのかどうかという判断は、少なくとも30年のうちの10年ぐらいではやって、やり方がこれでいいのかどうかということを検証していく必要があると思うんですよ。

そういう意味では、毎年の結果を数値で示すということは大事だと思うんですね。ですから、今年はここここの範囲をやりましたという地図で示すだけじゃなくて、ここでは何立米の土砂を除去して、その土砂をどう活用されたのか、どこに持っていったのかといったことも必要です。逆に、環境の側からすれば取ればいいという話ではなくて、土砂がなくなっちゃったところには、むしろたまり過ぎたところから分けてあげるぐらいの配慮も必要だと思うんですね。

その意味では、現状では三条から七条の間、ここはもう深掘れしてしまって、堤防の一番下面が見えちゃっていますよね。さらに、その下まで掘れてますんで、私は治水上、非常に問題があるじゃないかと思うんですね。あそこには、むしろ捨石なりをして河床を上げてやらないと危ない部分も出てきていると。ですから、治水上、取らないといけないんだということばかりおっしゃっていますけども、河床が下がり過ぎても問題がありますね。そういう意味では、現状をそういう点で、どこは上がっていて問題だ、どこは下がっていて問題だというような図を描いていただいて、合意形成を図るというようなところがほしいというのが1点ですね。

それから、もう一つ、モニタリングとしては、今のは地形のモニタリングと土砂の浸食堆積のモニタリングですけども、同時に4ページ目でお示しいただいたような事業をされた際、中州を残したことによって、中村委員がご指摘いただいたような鳥の数で言ったら本当にふえたのか減ったのか、魚に関して言ったらどうだったのかという調査に相当するものはされているのかどうかですね。されていないのだとすれば、少なくともこれぐらいはしたらいいんじゃないかという意見もあろうかと思えますので。それに基づいてやったことが妥当であったか、ちょっと改良したほうがいいのかという判断もできようかと思えますので、そういった評価の部分もぜひお示しいただければありがたいと思います。

○板屋（京都府建設交通部理事）

ちょっとよろしいでしょうか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○板屋（京都府建設交通部理事）

鴨川だけではなくて、河川の土砂管理というのは非常に難しいテーマの一つになってございます。今回も5か年計画で、前半で取った状況、あるいは推移を見守ってきたわけなんですけども、計画的に、どういうメカニズムなのかと分析するという意図でちょっとやってこなかった部分もありまして、うまくデータが取れてないところもございます。今あるものをとにかく整理して、大きな傾向だけでもいいので、とにかく整理できないかというところでトライアルはしております。

ただ、今後河床がどう変化していくかにもよりますが、できるだけ自然に近い安定した河床管理ができるように持っていきたいというふうに思っておりますので、そのために必要な調査とか、あるいはデータの取り方とか、そういった部分を少し工学的なアプローチで整理して取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。ちょっと不十分なデータばかりで、なかなかうまくお答えできていないところが多いですけども、そういった方向で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○竹門

撤去量については、数値はあるんですか。

○板屋（京都府建設交通部理事）

ございます。その辺は、撤去量は何とか分かると思います。ポイントは、鴨川の現在対象としている区間の中の堆積状況がどう変化しているかぐらいは分かるんですけども、そ



の区間への土砂のインとアウトの量が分からないということになっておりまして、そこは少しある程度仮定を置いて、どういうメカニズムなのかというのは、これからいろいろデータを取って、少しずつレベルアップしながら整理していきたいと思っております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

確かに今ご指摘のように、やはり試行を繰り返しながら考えるというためには、どうしてもデータが必要になりますので、現在可能な点で整理をしていただいております。踏まえて、またこういう方向が必要だとか、あるいは考え方ももっとこういうふうに進めるべきだとか、いろいろあり得ると思いますので、その検討をまたお示しいただいた機会に、皆様のご意見をお伺いして進めたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○真下

そういうデータを出すという場合も、必ずいつまでにということを明確化していただきたいんですよ。それがないと、必ずスケジュールを決めて、誰が何を責任を持ってやるということを明確化してもらわんと、なかなか結果が出ないんですよ。ですから、どういう会議でも私はいつも言っているんですけども、そういうふうなことをしっかりお約束していただくということが実現するので。実現をしない約束は、ないと一緒ですからね。必ずそういうことをしっかり内部で固めてください。いつまでに結果を出すということをお願いたします。

○金田座長

ほかにご意見はございませんでしょうか。

そうしましたら、少し全体の河川管理の考え方の説明をいただくのを忘れておりまして、議事をもとに戻したいと思います。

### (3) 鴨川ふれあい空間について

○金田座長

3番のふれあい空間についてでございます。説明をお願いします。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

都市計画課公園担当の桑場といいます。座って説明をさせていただきます。

右肩のほうに資料3とついております、鴨川ふれあい空間（ステージ設置事業）につい

てご説明をさせていただきます。

まず、全体の説明の流れについてですが、1つ目としましては、鴨川ふれあい空間の趣旨、2つ目としまして、これまでの府民会議の状況、最後に京都府としての考え方という順番で説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。1つ目の鴨川ふれあい空間の趣旨ということでございます。これまで、さまざまなご意見をいただきまして、その点も踏まえまして考え方を整理させていただいたものでございます。これにつきましては、前々回の会議においても説明させていただいた内容ですが、改めて少し割愛しながら説明させていただきます。

まず、1段落目でございます。「京都は1200年を超える長い歴史を歩んでくる中で、素晴らしい独自の伝統・文化を育み、根付いています。」また、「学生のまち・京都」と言われるように、若者達が斬新で新しい文化をどんどん創造・発信しているという風土も持ち合わせております。」ということでございます。こういった府民の皆さんが憩いの場として集う鴨川を通じまして、京都の持つ素晴らしい持ち味をどんどん伸ばし、京都の魅力をもっと高めていきたいということで、今回の事業に取り組んでいこうという趣旨のものでございます。

2段落目でございます。鴨川では、多くの若者が音楽や踊りなど様々なパフォーマンスを、色々な場所で行っております。その反面、騒音や通行に対するご意見もお聞きしているという状況でございます。今日の基調講演でもございましたが、「歌舞伎の祖」と言われます出雲の阿国が鴨川で興行したことなどを初めとしまして、鴨川といえば芸能・文化の発祥地ですが、その反面、鴨川には周辺の山並みがあり、それを背景としまして、すぐれた景観があるということで、歴史、伝統、文化の都である京都の街や生活と調和し、独特の風情や情緒のある心落ちつく空間でもあります。

3段落目でございます。鴨川独自の風情や情緒は大切に守っていくということではございますが、鴨川は多くの側面を有しており、場所によりましては、いろんな利用をされているという中で、パフォーマンスにつきましても、鑑賞するということも含めまして、府民の皆様が楽しめる場所があってもよいのではないだろうかということを考えております。また、昨年度実施しましたアンケート調査でも、約9割の方が好意的であったという状況でございます。

4段落目でございます。鴨川は、河川であり、都市公園でもあるということで、これまで鴨川府民会議のご意見の内容を踏まえまして、鴨川の風情や情緒との調和を図りつつ、

音楽や踊りだけではなく、少し幅広い年齢層の方に地域に根ざした活動や京都らしい文化・芸術の発表の場、イベントを、常設ではなく仮設ステージという形で提供しまして、鴨川におけるルールやマナーの向上・啓発を行っていく中で、府民の皆様のご意見をお聞きしながら、京都らしい、鴨川らしいにぎわいのある河川公園づくりを目指していきたいと考えているところでございます。

2ページ目をごらんください。2番としまして、これまでの鴨川府民会議ということで、このふれあい空間につきましては、第22回から第24回の府民会議でご意見をいただきまして、前々回の25回の会議の結論といたしまして、試験的に実施することについては概ね賛成の意見が多かった。そういった中で、鴨川府民会議のご意見を聞きつつ、京都府のほうで判断していくということになっています。

次に、京都府としての考え方についてご説明させていただきます。この考え方といたしましては、パフォーマンスや活動発表イベントをテーマ設定の上、複数回行っていきます。住民・通行者・鑑賞者・演技者等へアンケートを行い、幅広く意見をお聞きしまして、課題を検討していきます。実施に当たりましては、三条大橋上などの通行者・車両等の安全確保をしながら行ってまいります。

具体的な検討課題としましては、この枠内に記載しておりますが、鴨川らしいパフォーマンスを考える。また、地域に根ざした活動や文化・芸術の発表の場、情報発信スポットを考えると。次に、発表の場として適した場所、適してない場所を考える。次に、鴨川でパフォーマンスを行う場合のルールやマナーの向上・啓発を考える。次に、周辺地域や道路への影響を考える。最後に、鴨川でパフォーマンスを行う場合の効果的な管理・運用の検討を行う。このようなことをアンケート等で幅広く意見を聞きつつ、検討・検証をしていきたいと考えておるところでございます。

イベントのテーマと実施時期というところで、お話をさせていただきますが、1回目としましては、夏の鴨川納涼時で実施するというところで調整を行っております。その際アンケートにつきましては、鴨川納涼という大きなイベントの中でやっていくということになりますので、そのアンケートの実施につきましては、内容や開催者等を含めまして十分な検討が必要と考えています。

今言いましたように、テーマと実施時期につきましては、1回目としましては、夏の鴨川納涼時に「鴨川とパフォーマンス」というテーマで、2回目のテーマとしましては「鴨川と伝統芸能」としまして秋ごろに、3回目のテーマは「鴨川と地域」としまして冬ごろ

にと考えております。

今後、募集状況とかいろいろな状況を確認しながら、テーマや実施時期につきましては、調整してまいりたいと思っております。

次に（２）番としまして、パフォーマンスの募集方法ですが、これにつきましては募集及び地元や文化関係者の自薦他薦によるものとし、希望者多数の場合は選定します。安全性や騒音などの問題がなく、公序良俗に反しない範囲の活動と考えています。

（３）番としまして、仮設ステージといたしましては、木材等を使用しまして景観等に配慮していきたいと考えています。納涼床とか実際の活動場所、スペース等を考慮しまして、三条大橋下流みそそぎ川上に設置をしていきたいと考えております。

３ページ目をごらんください。鴨川におけるルールやマナーの向上・啓発としまして、イベントに際しましては、鴨川におけるパフォーマンスのルールやマナーの啓発を考えています。具体的なルール、マナーにつきましては、この表の中は一つの案でございますが、まず通行者への配慮といたしまして、観客エリアをしっかりと設定しまして、通行帯を確保します。音量対策としまして、原則アンプとか大音量が発生する物は使用しないこととしまして、ポータブルアンプのみを許可します。利用時間帯としましては、午前９時から午後９時までなどの時間規制をします。ゴミ対策としましては、利用者に責任を持ってゴミの始末をしていただくという形で考えております。また、販売行為は禁止にします。洪水時の安全対策としましては、大雨洪水注意報発令時で中止をしていただいて、観客を避難させていただきます。責任の所在としましては、演技者から責任者を掲示していただくといった内容を考えております。

ただし、１回目の鴨川納涼時というのは、特に音量関係とか利用時間帯になりますと、納涼との関係ございますので、変更が生じるであろうと考えております。

最後になりますが、表の一番下にある写真が、今、当方が考えているイメージの案でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

先にちょっと質問なんですけど、今の説明をいただきましたうちの仮設ステージは、木材だとか景観に配慮するというのは当然といたしまして、仮設で作ったら、この３回予定している、その間は外すんですか、ほったらかしですか。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

外します。

○金田座長

ということだそうでございますが、何かご意見、ご質問は。

はい、どうぞ。

○久保

以前に、このステージ、パフォーマーのためのというか、こういう発表をされるために鴨川でやるということで、私は強く言ったと思うんですね。いいか悪いかはやってみないと分からないから、机上で考えないで、まずやっていただいたらどうですか、それで何かハレーションが起こるようであれば容赦なく反対しますよという話はしたんです。

それで、鴨川納涼に関してなんですけれども、去年までは「鴨川を美しくする会」さんが主催をされてやってこられました。このノウハウというのは、かなり難しい部分があるので、その部分についてと、鴨川納涼のときのステージを考えていらっしゃるのか。それは、この場所で考えていらっしゃるのか。ですから、去年までの鴨川納涼というのは、三条の河川におりてくる橋から南側のところから始まって四条の動線でした。「京の七夕」とかの絡みでいろいろされるんで、この橋をどういうふうに位置づけていらっしゃるのか。というのは、この場所でステージをやって、御池の橋からずっと河川敷を下がってこられて、たまたまここにステージがあつてといたら、ガードマンが立っていたら何とかいけると思うんですけど、この三条の橋から人をおろすと、この動線は遮断されてしまうんで、ここでちょっと危険な状態になる可能性って、私は十分考えられるんですよ。というのは、鴨川納涼って長いこと「鴨川を美しくする会」、横に杉江事務局長が座っていらっしゃいますけど、やってこられたものなんですね。だから、そのノウハウを、まず1年目は完全に踏襲して、言うことを聞いて、危険なこととか、そういうことにならないように判断するのであればやるべきであつて、これはちゃんと意見をきちっと聞きながらやっておられるのかどうか。

それと、ここに舞台を置くという場合、鴨川納涼の従来の舞台は先斗町のところの公園の前でした。だから、動線の中にあつたんで、周りに人が集まるとか、そんな危険ではなかったんでんです。だから、この場所が、京都府さんが考えていらっしゃる鴨川納涼のどのあたりに位置づけられているのか。それもあわせて聞きたいんです。1回目に、えらいひどいことになってしまったら、私、とりあえずやってみたらどうですかと申し上げた手

前、もう何も言えなくなってしまうし、そのあたり、ちょっと聞かせていただきたいんですけど。

○金田座長

はい、お願いします。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

今年の鴨川納涼は京都府の観光連盟が主体となってやるということで、美しくする会の杉江事務局長さんのほうにアドバイザーをお願いし、十分ノウハウを活用させていただき、ご指導を仰ぎながら設置していくということになるかと思っています。

この場所についても、もちろんまだ確定したわけではありません。おっしゃるとおり、いろんな動線を考える中で多少ずれたりすることはあります。メインのステージは昨年どおり、今のところ先斗町公園の前で出すということをございまして、あくまでもこちらは昨年度と同様、サブのステージというような形になります。昨年度は、先斗町公園よりちょっと下流の右岸のほうで出していましたが、それがこの近辺で出せるかなということで今検討をしている最中のございます。その辺も杉江さんのご指導を仰ぎながらやっていきたいなと思っています。

以上のございます。

○久保

動線はどうなっていますか。人の流れのほうは、どういうふうな感じでしたか。三条の橋のとことか御池の橋とか、そういうのはどうでしたか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

昨年度もそうだと思いますが、三条の小橋のところからの動線がありました。御池のほうは、駐車場にしてた部分があったかと思いますが、少し遮断されていた分ありましたが、今年は駐車場がないとのことなので、そちらのほうの動線は一定あると思います。したがって、両方とも動線があるかなというふうには思っています。

○久保

これ、公募されてしまう形になりますと、かなりインパクトが違ってくると思うんで、そのあたりのところはすごく懸念される部分なんで、考えていただかないといけないかなというふうに思います。

○真下

ちょっとよろしいですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○真下

この納涼とふれあいとは、また別の話なわけですね。ですから、とりあえず今言っておられるのは、このふれあい空間を新しくするということですね。大いにこれをやられることは、京都の文化とか芸術の面の活性化のためにもいいと思うんですけどね、私はここの地域を、この間、こういう資料を送っていただいたので見てきましたけど、やはり今言われたように、ここへ人がおりてくると滞留されるということです。ずっと鴨川を歩いてみまして、やはり今言われたように、私はたまたまそれを知らなかったんですけども、鴨川の先斗町公園のところに空間があると。動線も十分いけるようなところがあります。それから、三条大橋の上側のほうでちょっと行ったところにも、ステージを作っても余り交通が遮断されない部分があるんで、このどちらかかなという思いで、今日、会議があれば言いたいなと思ってたんですけども、そういうふうな動線のことをやっぱりしっかり考える必要があるでしょうね。

それから、仮設にするのか常設にするのかというのも、これもいろんな意見があると思いますけども、例えば、これを撤去するごとに経費が要るのであれば、例えば今1か所であればあと1か所でも、私は2か所でもいいと思いますけども、その三条大橋の北側と、先斗町公園のところの2か所ぐらい設けてもいいかなというが、私の個人的な意見としては思いますけども。そして、その場合もずっと常設をしていて、12か月間いろんな行事をしているというようなことも一つの考え方やと思うんです。それで、いろんな文化とか若者が発表する場とか、いろんなステージをそこに作ると。その場合にも、やはり審査をしっかりとするというので、例えば、毎月の日曜日とかなんかであれば9時から21時までとか、12時間あるわけですね。だから、一組の人が、どれだけ出るのか分かりませんが、一組が1時間としても12組出られるわけですね。例えば、それが30組申し込みがあれば、厳選な審査をして、そういう発表をしていただく場をどんどん作っていくと。京都へ行けば、そういう発表の場があるということでやっていくことは、大いに前向きでやっていくことはいいと思いますので、それを一つ考えていくということです。

それから、時間が4時で大分詰まっているので、ついでに今言いますけども、鴨川納涼は、いつも三条と四条間で行われるわけですけども、これも1か所に、ここはほんまに人気の場所で、ほっといてもこの空間には人がどんどん来るわけです。ですから、例えば、

鴨川全体を公園像として見るならば、年間ごとにそれぞれ箇所を移動しながら、鴨川納涼でも何か所か選定をして、鴨川の全体の流れを見ながら鴨川納涼も毎年位置を変えていくとか、そういうところを5か所ぐらい作って繰り返して動いていくとか、そういうような考え方も、一つあるじゃないかというふうに思いますね。

ちょっと時間がないので、ついでに言いましたけども、以上です。

○金田座長

ほかに。

○川崎

現状では、この図面に出ている場所では、毎週のように同じようなストリートコンサートのようなことをやっていますね。小さなアンプ（増幅器）を2つぐらい置いて、ゴスペルソングとかフォークギターでの歌唱などをやっています。それから、三条京阪の乗降口付近の橋の東側付近の広場でも見受けられます。

先ほど動線のご指摘があれがりましたが、この図面では、これは多少ちょっと絵が広く描かれてなっていますが、護岸部分では大体歩ける範囲はみそそぎ川の端から概ね10m程度です。ストリートミュージシャンが現状やっている場所はみそそぎ川側の大体5m、とか6mぐらいの場所です。聴衆は演奏者から少し離れて同じ、みそそぎ川側に人がわつとあふれています。見る集団と演じている集団が占有する場所と鴨川の間、4、5メートル歩行者は通っています。割と狭いところを通っていますが、たとえば資料に記載の椅子をできるだけ川岸のところ、広く長く持っていけば、今の状況よりは行動動線の範囲というのは、むしろ広くなると思います。

先ほど久保委員のご指摘があったように、鴨川納涼時の人の多い危険な時期というか、同じ行動動線の交錯が起りやすいなど、もしそれが非常に危険であると予測できるのであれば、同じ夏の期間でも納涼時でないときには時期を充ててもいいと思います。

それから、先ほど真下委員からご指摘があったように、例えば既にステージに近いものが設置されている、例えば出町柳の三角州の緩傾斜の護岸広場はボードウォークのような小さなステージ的なものがあるような場所もありますし、そういう場所であれば周りへの影響もそれほどありませんし、ポータブルアンプが2つぐらいであったとしても、ほとんど騒音が影響がすることはありません。現実には、三条、四条間でもその私は聞いてみましたが、10mも離ればほとんど、影響はないと思います。状況に応じて、柔軟な選択肢を考えておくということは重要だと思います。



引き続き試行検討をよろしく申し上げます。

○杉江

ちょっと、はい。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

皆さん御存じのとおり、昨年の第44回で当会の主催である鴨川納涼は終了させていただきました。さまざまな状況もありましたんですけども。

そのことはさておき、今このパフォーマンスのステージの件で、動線の問題がやはり気になると。当然誰もが思うのは当たり前やと思います。実は、私が事務局をお預かりしてから35年になるので、当然、昔は鴨川納涼というのは露天商が二百三、四十軒出ていた状態もありました。そして、いろいろ右往左往しながら今の状態に来たわけです。

この阿国歌舞伎というか、パフォーマンスのステージについて、多少なりというか、一番三条のスロープというのは、搬入・搬出に一般のほうの来場者で当然輻湊するのは目に見えています。皆さん方が心配なされるのは当然やと思いますけども、100%とは言えませんけども、まずはそれなりに解消する方法は、もう既に私の頭の中に構成がございます。ただ、鴨川納涼本体もそうですけども、今年度から京都府として開催なされます。以前から鴨川の会のほうにも何かの形で協力してくれというような要請もありまして、問われれば協力はさせていただきますし、また、この阿国歌舞伎のほうのいろいろなパフォーマンスの仮設のステージにおいて、ある程度、私も構想も持っておりますので。まずまず、よしんばこの場所でやるに当たっても、全くということは言い切れませんが、多少なり人の流れは止まる要因はあるとしても、打開方法は多少、案の段階ですのでこの場所で言うのも何ですけども、京都府のほうから何かの形で、杉江さん、何かええアイデアがあるんやったら教えてほしいという要望があればですけども、なければどうぞ、やってもろうたら結構なんですけど、そんなんで解消方法はあると思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

いろいろご注意をいただいておりますけれども、特に鴨川納涼と同時にやるというだけではなくて、ほかの選択肢もないかという話も含めてご検討いただきたいと思います。特

に、仮設で何回かやってみるということについては、様子を確認し、データを収集するというのが、そのときの非常に重要なことだったと思いますので、その点についてもお願いします。

それから、なお以前にはちょうど鴨川納涼の際に出水量が大きくなったということで、緊急に対応していただいたということもございますが、それがやはり起こり得る季節でもありますし、どうぞ、そのあたりも十分に配慮していただきたいというふうに思います。

いろいろと、これまでの注意事項に加えて、そういったことがあると思いますが、それらを。

○田中

ちょっと、1つだけ簡単に。

○金田座長

はい。

○田中

僕は余り賛成できなかったんです。一つには、ご近所の苦情が今でさえも来ておりまして、9時ごろになると、それはご近所の人にしては、この騒音は迷惑だと思います。十分その辺も考慮していただきたいということ、それから、これは前にも久保委員にもお話ししていたと思うんですが、納涼床では、こういう歌ったり踊ったりすることについては一切禁止されておられる、そういう伝統的なところを守っておられるわけですから、この新しいステージで、また踊ったり歌ったりすることについては、久保さんは、その点は心配ないとおっしゃっていましたが、ほかの先斗町の方々にも十分な意見を聞いて、いろんな人たちの同意をきちっとたどりながら計画するべきだと思います。こういう問題、案件は大多数の賛成がないと進めてはいけないと思いますので、意志形成を得て、十分考慮してやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○金田座長

ちょっと時間がもう過ぎておりますので、ちょっと先を急がせていただきたいと思いません。いろいろ注意事項をいただいておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

#### (4) 鴨川上流における環境保全対策について

○金田座長

4番目でございます、鴨川上流における環境保全対策について、説明をお願いいたします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

河川課の北野でございます。座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の右上に資料4と記載してあります資料をごらんください。

1枚目でございますが、これは第19回鴨川府民会議、平成24年9月7日に開催しておりますが、そのときに鴨川上流域の状況についてということで、これは保全区域というのがあって、それを説明している資料でございます。

1番目の鴨川保全区域の目的等ということで、実際ここには書いてございませんが、条例8条で決まっております、条例で、鴨川等の清流を守るため鴨川等の区域に隣接する一定の区域を鴨川保全区域として指定することができるということで、2番のほうで保全区域の指定状況を示しております。

具体的には、1枚めくっていただきまして、次のページをごらんください。左側のほうの図を見ていただきまして、左上の鴨川起点の雲ヶ畑のほうから右下の鞍馬川合流地点までの間の赤で囲った部分が、その部分でございます、今回、鴨川上流域の土砂の関係の主な調査箇所というふうなことで赤で囲って表示しております。右側は平成26年5月までに、詳細に歩いて調査したわけではございませんので、いわゆるイメージという形で資料をつけさせていただいています。

それで、大変恐縮なんですけども、次の最後のページでございます。京都新聞さんの平成26年4月11日付の朝刊の記事を参考に現状の説明をいたしたいと思えます。

そこに記載されておりますけども、京都市内を流れる鴨川上流の河岸で長期にわたり埋められたコンクリート片などの産業廃棄物がむき出しになっている状況がございました。昨年秋の台風18号による増水で、産廃を覆っていた盛り土が削られたため、流れ出したコンクリート片の散乱も目立つ状況でございます。そのため、地域の方や河川利用者からは、景観の悪化や環境への影響を心配する声が出されておるといようなことでございます。河川を管理する府といたしましては、現在、投棄原因者を調査中でございます、浸食されている川の土地の所有者の方とか使用者の方には、河川に土砂が流れないように求めておるところです。これに対しまして、なかなか所有者の方の理解が得られず対応に苦慮しております。

このような状況から、私ども河川を管理する府といたしましては、2点、頭を痛めておりまして、1点目は、河川では原則的には、河川に廃棄物を投棄した者に対して廃棄物の撤去を求めるといふふうなことになってございます。これは、誰がやったかを京都府が調

べまして、廃棄物を投棄したのはあなたですねというふうな形で言わなければならないようになっております。

2点目は、河川法では廃棄物を投棄した者が行わないという場合は、京都府が撤去はいたすんですけども、廃棄物を投棄した者から撤去費用を徴収するというようなことになってございます。そのため、費用を徴収するに当たっては、あなたの投棄した廃棄物は、これとこれとこれですよというふうな形で、具体的に言わなければならないというふうなことで、この2つのことを現在調査しておりますけれども、立証責任といいますか、証拠を突きつける責任は京都府にございます。現時点で皆さんの回答は、分からないという回答でございます。これが河川管理者である京都府がすぐに撤去できなくて、頭を悩ませている内容と。現在、この調査と並行いたしまして護岸に隣接する、先ほど申し上げました土地の所有者の方とか使用者の方などに対して、再度、台風とか豪雨が来たときには河川内に流出物を出さないようにと、そういう指導を行っております。保全区域外の場合、強制力は全くありませんし、費用は当然所有者の方が負担するので、非常に時間はかかりますが、擁壁や保護ネットの設置や、のり面をなだらかにしてくださいねと、これをきちんとする工事の技術的なアドバイスを行っております。

今後は、廃棄物を所有する部局の協力を仰ぎながら、廃棄物を投棄した者の調査や、護岸に隣接する土地所有者等への崩落防止の指導の強化を図るとともに、警察など関係機関と現地を詳細に調査しまして、崩落のおそれのある土地所有者の方に対しては、現地の様子の写真撮影するなどして、証拠写真というわけではありませんけども、崩落した際に原因者を特定できる調査などを行っていきたくと。

このこととあわせて、現地の詳細な調査結果に基づいて、京都府が撤去するとした場合の予算を確保して、法律的に落ち度がないと判断できる状態になったことを見きわめた上で、アユの解禁時期でございますので、アユの解禁時期の前後を避けた11月から2月にかけて撤去ができるよう準備を進めたいと考えております。

さらに、簡単に撤去しますと、電気製品とかよくあるんですけど、廃棄物を京都府が撤去するものと勘違いされて、不法投棄を助長するおそれもございますので、警察などとの合同パトロールを強化するとともに、そういう方々について制度の周知徹底を図っていきたくと考えております。

説明は以上でございます。

○金田座長

懸案の事項でございまして、これについては困難な部分が多いことは、皆さん承知の上なんですけれども、しかしながら、何とか解決に向けて動かないといけないということで御苦勞をいただいているわけですが、何かご意見、ご質問。

はい、どうぞ。

○竹門

去年、この問題を取り上げてくださいとお願いをした立場として、前向きの姿勢を出していただいている点は、非常にありがたいことだと思います。ですから、この方向性を早く具体的な策に向けた提案と、それから実施をお願いしたいと思いますが、今のご説明をかいつまんで言えば、崩落がこれから出てくる可能性のあるところについては、土地所有者に対して何とかせいと言っていくという、そういうお答えですよ。もう1つの、既に河床に散らばってしまっていて、どこから来たか分からない物については、府のほうとして除去を検討していきますというお答えだったと思うんですけども。後者については、ぜひ、できるだけ11月にできるようにやっていただきたいし、賀茂川漁協としても、情報提供だとか、それから人員を出したりするというのは、ご協力をさせていただきたいと思っています。

一方、最初のほうの崩落の危険のあるところに対して、土地所有者に物を言うだけで本当に大丈夫なんだろうというの、この写真を見ていただいたらわかるように、次に雨が降れば出てくるのは、ほとんど自明のような状況にもう既になっていますので。土地所有者が府に言われてすぐ動いてくれるんだったら、この問題も今までもっと早くに進んでいるはずであって、それが無いからこそ今のような状況になっているわけですね。そうすると、府として、今もう山積みとなっている瓦れきを川には出てこないようにする対策こそ早く手をつけないといけないと思うんですよ。それについては、相手に任せるという姿勢だと、私はまだ弱いと思うんですよ。もう少し前向きに手を打つという方策はないんでしょうか。

○金田座長

はい、お願いします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

河川を預かる立場からすると、出てくる前の物を対処するというの、法的には非常に困難を伴うというか、苦しい状況です。出てきた場合には、すぐに河川区域内で原因者がすぐ分かれば、除去してくださいということで指導はすぐできます。この指導に違反し

た場合には、当然罰則もございますので、そういったところで強制的な対応はできるんですけども、民地で崩落の可能性があるということだけでは、なかなか、私どもの範疇からは指導しにくいところがあります。

とは言いつつも、今回、やはり河川に影響を及ぼす可能性があるということで、先ほども説明の中にありましたが、警察とも連携しながら、土地所有者の方、あるいは使用者の方に対しては、もし崩れてきたらこういう対応になりますよ、もし府が除去した場合には、当然お金を出してもらいますよ、というような制度面、あるいは罰則面とかいった部分をしっかり説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。できるだけ、ほかの部局とも連携しながら進めていきたいと思いますが、まずは、私どもでできることに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○真下

ちょっとよろしいですか。

○金田座長

はい。

○真下

この地域は、これは車で行ける地域なんですか。大体、投棄する場合は車で運んでくるわけですか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

地域自体は車で行ける道沿いにあります。

○真下

ということは、大体放棄する人は、ある意味、車で持ってきて放棄する可能性が高いわけですね。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

不法投棄に関しては、おっしゃるとおりですね。

○真下

でしたら、その道路上に監視カメラとか、そういう物を設置して、通過した車というのはそんなにたくさんないわけですから、キャッチして罰則をしっかりと、厳しく罰するというようなことを至急にやらないかんですよ。予算があるかもしれません。監視カメラを警察にお願いするのか、府がされるのか分かりませんがね。そういうようなことをしっか

り、こういう問題は迅速せんといつまでも。ほんまは、フェンスを作るとかなんかしたらよいですね。東京とかなんかでは放置のときフェンス作ったりしてますけどね。そういうようなことはやはり至急にやって対応してほしいですね。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

貴重なご意見、ありがとうございます。また京都府警にご協力していただけるということなんで、今までとはまた違う形で特に罰則の、おっしゃったような制度周知も含めて、非常にインパクトのあるような形でやっていかせていただきたいと思いますので、予算面もごございますけども、よろしく願いいたします。

○田中

ちょっと1点だけ、お願いします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

すいません。上流域に住む者としてというのもおかしいのですが非常に心を痛めておる問題で、これは、もう二、三十年前から不法投棄、産業廃棄物投棄については、もう苦勞をしております。府のおっしゃる投棄の行為者を調査中とおっしゃっていますけども、もう何十年も繰り返されて、誰が何人で、あるいはどこの業者がどうしたとかということは、とてもこれは不可能な話です。むしろ、今の状況をどういいうぐあいに改善していくかという方向へ知恵を出していただきたい。例えば、崩れ去って川の中に元来あるべき物でない物がごろごろあるわけですから、それをまず何とか除去してほしい、取っていただきたいというのが一番素直な今の気持ちです。例えば50mの範囲を取れば取るだけ、それだけ水がきれいになるわけですから、そういう手順をきちっと踏んで、早急にそれをしていただきたい。

それから、もう1つは、京都市との共同作業しかない。例えば、産業廃棄物処理法は京都市が管理ですから、京都市もこのままほっておったのは大変な問題やと思うんですが、崩れ去った物が河道の中へ落ちると、また府のほうが大変な作業になるわけですから、これは共同でしっかりと歯どめするような方策をこれから少なくともきちっと取っていただきたい。何はともあれ、今は、落ちてきた川の中の物をまず除去してほしいというのが念願です。よろしく願いいたします。

○金田座長

問題が大きいことは承知しておりますが、この問題が明らかになっているような場所の地権者というのは、どのくらいの人数がおられるんですか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

すいません、ちょっと現在調査中で。

○金田座長

それは、実際に説明したり何かということ、これから繰り返し出てくると思うんですが、やっぱり地権者を早く確認した上で、これまでのことは処理するにしても、これからのこともありますから、地権者の確認を同時に進めていただかないと、全然対策が先に進まないということになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

分かりました。

○長山

よろしいでしょうか。

○金田座長

どうぞ。

○長山

今、ここの範囲では鴨川の起点から、その下流になっていますけども、もっと上流の源流域は大丈夫なんでしょうか。ちょっと私は行ったことがないんで、そこまでは分からないんですけども。発電所があるダムの辺までは行ったことあるんですけども、そこから先、もっと源流域になったら本当にどうなっているんでしょうね。

○金田座長

以前に、この会でも一度見学に行ったことがあるんですけどね。

○田中

一級河川鴨川の本流の上流の起点は、この地図に出ておりますように雲ヶ畑という里がございまして、その中に学校があるんですが、そのちょっと北側が鴨川の起点になっております。管理は、もちろん一級河川ですから国が元来するべきもの、基本的な話になって申しわけないんですが、これは国にかわって京都府がここから桂川合流まで管理しているわけですね。したがって、今ここの地図に出ている保全区域というのは、この鴨川の一級河川の起点から鞍馬川の合流地点までを、この赤い点線でしてあるところが保全区域になっております。そこから上流は、これはもう府の管理じゃなくて、京都市のほうの管理に



なります。源流地域は住民たちもおりますし、監視の目が届いていると言ったらおかしいですが、住民たちの知恵もありますので、上流域はそういう廃棄物で困っているという場所は、今のところはございません。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何かご質問はありますでしょうか。

それでは、これはなかなか急に解決とはいかない問題で大変だとは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### (5) 鴨川納涼 2014

○金田座長

そうしましたら、議事の5番を取り急ぎ進めていきたいと思えます。説明をお願いします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

同じく河川課の北野でございます。座って説明させていただきます。

右上の資料5をごらんください。鴨川納涼2014について説明させていただきます。趣旨に書いてございますとおり、鴨川美化啓発活動といたしまして、先ほども出ましたけれども、昭和44年よりメンバーの杉江事務局長が所属されている「鴨川を美しくする会」主催で多くの府民に親しまれ、京の夏の風物詩として定着している鴨川納涼を引き継ぎ、河川愛護・環境保全の啓発と府内や全国の観光・物産の振興を図るため、25年5月23日に鴨川納涼実行委員会というものが設立されました。その主催となりますけれども、2の主催のところですけど、実行委員会は京都府の山下副知事を実行委員長として、そこに書いてありますように、京都府、京都市、京都商工会議所、京都府観光連盟、京都市観光協会、京都ふるさとの集い連合会で構成されております。

事業の名称は「鴨川納涼2014」、開催期間は、26年8月2日の土曜日と8月3日の日曜日の2日間。開催場所は、鴨川三条大橋から四条大橋の右岸河川敷です。

内容は、まず(1)番の出展ブースと(2)番のステージイベントの2つを予定しております。これも案という段階なので、出展ブースについては、①番目の物販・観光PRブース。これは県人会によるふるさと産品の展示販売と、府内市町村による観光PR・地元特産品等の展示販売と。②の普及啓発ブースは、伝統産業、文化の紹介や河川美化、水環境保全、地球温暖化防止等の啓発を予定しております。

また、公募制によりステージイベントも行う予定だというふうなことで、実行委員会に運営委員会が置かれ、5月29日に、そこに書いてありませんけど、第1回の運営委員会が開催され、本日ご出席の「鴨川を美しくする会」の杉江さんをアドバイザーというふうな形でご協力をお願いして、先ほどもお話がありましたけども、府民の安心・安全を第一に開催するというので、事故発生時の態勢など、豊富なご経験に基づくアドバイスをいただいたところです。詳細につきましては、今後、ステージの有料・無料も含めて運営委員会で順次決定していくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○金田座長

これにつきましては、先ほどあわせて既にご意見、注意事項をいただいておりますので、時間も限られておりますし、ほかに特にご意見がなければこれでということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

楽観しておりましたが、随分時間をとってしまいまして失礼をいたしました。

それでは、予定された議事は以上でございますが、ちょっと事務局のほうに司会をお返ししますので、事務局からご連絡をお願いいたします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

すみません。お願いが2点ございまして、1点目が今後の議題というふうなことで、前回の府民会議で今後の議題のご提案を募集いたしました。現在3人の方から、主に自然・生態系のことで、ちょっとお時間がありませんのでご提案のご紹介はできませんけども、いただいておりますが、皆様もぜひご提案いただきたく、再度6月の末日までにお願ひしたいというふうなことで、用紙等のご希望の方は事務局までご連絡いただければ用意させていただきますので、よろしくお願ひします。

もう1点が、前回、杉江事務局長のほうからご提案の現地調査とかのお話については、今後の議題の内容も踏まえて、一応、次回、事務局案というようなことで用意させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○金田座長

私は、もうしゃべらないつもりだったんですが、3人からご提案をいただいているということですが、ぜひもっとたくさんいただいて、そのために事務局のほうで材料を準備していただき議論をするということが本意ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。本日お配りした資料の中で回収させていただきます資料は、机の上に置いていただければというふうに思います。

次回の日程につきましては、恐らく8月か9月ぐらい、議題の関係でちょっと前後するかもしれませんが、また日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、長時間にわたり本当に熱心なご議論ありがとうございました。これをもちまして、本日は終了とさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

〔午後 4時33分 閉会〕